茨城県

令和７年度

県民生活環境部の概要

茨城県県民生活環境部

目　　次

１　令和７年度の基本方針　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１

２　令和７年度の主要施策体系　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３

３　令和７年度の当初予算課別内訳　・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４

４　県民生活環境部の組織
（１）組　織　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５
（２）職　員　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５

５　各課の概況
生活文化課　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　６
多様性社会推進課　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１２
環境政策課　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１６
環境対策課　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２１
廃棄物規制課　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２８
資源循環推進課　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３１

〇参考資料
（１）各課計画の概要　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３４
（２）付属機関一覧　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４６
（３）関係団体一覧　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４７

１　令和７年度の基本方針

ゆとりある豊かな暮らしの実現を目標とし、生活関連施策、文化関連施策、環境関連施策の３つを柱として、県民や市町村、企業、ＮＰＯなどと連携・協力しながら各種施策を推進する。

(1) 生活関連施策

【消費生活の安全確保】

・市町村相談体制の充実・強化を図るとともに、専門家と連携した相談対応を実施するなど、相談体制の整備を推進する。

・消費者教育の充実を図るとともに、悪質事業者に対する監視・指導等を徹底する。

【安全なまちづくりの推進】

・関係機関等と連携して県民運動を展開し、交通規範意識の向上を図るとともに、交通事故死者の約６割を占める高齢者の交通事故防止対策等を推進する。

・「茨城県犯罪被害者等支援計画」に基づき、犯罪被害者等支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、犯罪被害者等支援に携わるすべての機関が連携した途切れのない支援を推進する。

・運送事業者等と連携した監視強化事業を行い、地域の防犯力強化を推進する。

【多様性社会の推進】

・「茨城県男女共同参画基本計画（第４次）」に基づき、男女共同参画社会の実現に向けた各種施策を推進するとともに、女性が個性と能力を十分に発揮して活躍できる環境づくりを推進する。

・ダイバーシティ推進センターを拠点として、一人ひとりが尊重され、誰もが個々の能力を発揮できる社会、いわゆる「ダイバーシティ社会」の実現に向けた取組を推進する。

【多文化共生・県民協働の推進】

・県内に居住する外国人の増加が今後も見込まれる中で、母語による相談・支援体制を強化するなど、外国人が安心して暮らすことができる環境を整備する。

・市町村と連携し、旅券事務の適正な執行に努める。

・県内各地の様々な団体等との連携を図りながら県民運動を推進し、ＮＰＯや企業行政等、多様な主体の協働による共助社会づくりを推進する。

(2) 文化関連施策

【文化振興施策の推進】

・文化芸術を鑑賞し、親しむ機会を充実させるとともに、県民等の作品を発表する機会を提供するほか、将来本県の文化の担い手となる子供たちの育成を図るとともに、県内各地域の伝統文化の継承等の取組を支援する。

・茨城県立県民文化センター（通称名：「ザ・ヒロサワ・シティ会館」）の利活用の促進に指定管理者とともに取り組むほか、施設の長寿命化等に必要な修繕・改修を計画的に進める。

・県内有数の集客施設であるアクアワールド茨城県大洗水族館において、サメをはじめとする生物展示の魅力向上や異業種とのコラボレーション等の誘客施策に継続的に取り組み、国内外からの来館者の増加を図るほか、施設の長寿命化に必要な修繕等を計画的に進める。

(3) 環境関連施策

【地球温暖化対策等の推進】

・環境に配慮した持続発展可能な社会の実現に向け、県民一人ひとりの環境保全への理解を深めるため、学校や地域における環境学習活動を推進する。

・カーボンニュートラルの実現に向け、県民、事業者、行政などのあらゆる主体が、それぞれの役割に応じた温室効果ガス排出量削減の取組を進めるとともに、相互に連携・協働し、地球温暖化対策を推進する。

【自然環境の保全・活用等】

・本県の豊かな自然を守るため、国定公園や県立自然公園における自然の保護と利用者のための施設整備を推進するとともに、自然環境保全地域等の適正な管理を進めていく。また、生物多様性について、県民への普及啓発及び調査を実施する。

・野生鳥獣の保護及び管理を図るため、鳥獣保護区等の指定や、イノシシ等の個体数管理の取組を進めるとともに、生態系等へ影響を及ぼすナガエツルノゲイトウなどの特定外来生物への対策を講じる。

【循環型社会づくりの推進】

・持続的な循環型社会の形成に向け、「茨城県第５次廃棄物処理計画」に基づく県民等による食品ロス削減や「いばらきフードロス削減プロジェクト」による事業系フードロス削減に向けた取組のほか、使用済プラスチックの再生利用等の３Ｒの取組を促進するとともに、産業廃棄物の適正処理対策や不法投棄対策を推進する。

・「茨城県再生資源物の屋外保管の適正化に関する条例」に基づき、屋外における再生資源物の適正保管を推進する。

・循環型社会形成に不可欠な産業廃棄物最終処分場の安定的な確保のため、日立市諏訪町において、施設の安全性を最優先とし、地域との共生を図りながら、新たな最終処分場の整備を進める。

【霞ヶ浦などの湖沼環境の保全】

・霞ヶ浦などの湖沼の水質浄化対策については、水質保全計画等に基づき、森林湖沼環境税を活用しながら、高度処理型浄化槽の設置促進や適正な維持管理の推進、霞ケ浦一般事業場等（小規模事業所）の排水対策、アオコ対策、湖上体験学習等による県民意識の醸成など、各種対策を推進する。

【身近な地域環境の保全】

・県民の健康を保護するとともに生活環境を保全するため、事業活動に伴い排出される汚染物質等を規制し、環境の常時監視を行うことにより、大気汚染、水質汚濁、騒音・振動、土壌汚染などを防止する。

２　令和７年度の主要施策体系

		予算額：千円	担当課
1　生活関連施策	（消費生活の安全確保）		
	消費生活行政強化対策費	53,124	（生活文化課）
	消費生活センター運営費	65,663	（　〃　）
	消費者行政推進費	8,389	（　〃　）
	（安全なまちづくりの推進）		
	交通安全対策事業	11,131	（生活文化課）
	犯罪・性暴力被害者支援事業	13,629	（　〃　）
	防犯対策事業	1,647	（　〃　）
	（多様性社会の推進）		（多様性社会推進課）
	男女共同参画の総合的推進	1,338	
	ダイバーシティ推進センター事業	26,958	（　〃　）
	※福祉部からの組替予算1,543千円を含む		
	ダイバーシティ推進・啓発事業	25,000	（　〃　）
	（多文化共生・県民協働の推進）		（多様性社会推進課）
	国際化・多文化共生社会推進事業	27,654	
	地域日本語教育の体制づくり事業	9,857	（　〃　）
	国際交流協会運営費補助	56,864	（　〃　）
	旅券事務費	148,800	（　〃　）
	茨城助け合い運動推進事業	48,397	（　〃　）
	県民活動推進事業	13,144	（　〃　）
	交流サルーンいばらき管理運営委託事業	6,648	（　〃　）
2　文化関連施策	（文化振興施策の推進）		
	茨城県芸術祭開催事業	21,000	（生活文化課）
	文化の担い手育成事業	2,000	（　〃　）
	いばらき文化芸術創造・発信事業	62,982	（　〃　）
	伝統文化総合支援事業	8,000	（　〃　）
	県民文化センターの施設管理	180,415	（　〃　）
	県民文化センター施設整備事業	125,791	（　〃　）
	アクアワールド茨城県大洗水族館施設整備事業	321,449	（　〃　）
	アクアワールド茨城県大洗水族館電気料等対策事業	39,981	（　〃　）
3　環境関連施策	（地球温暖化対策等の推進）		
	環境学習支援事業	7,741	（環境政策課）
	いばらきエコスタイル推進事業	5,001	（　〃　）
	事業所向け省エネ対策推進事業	30,780	（　〃　）
	再生可能エネルギー普及推進事業	19,382	（　〃　）
	自立・分散型エネルギー設備導入補助事業	44,800	（　〃　）
	電気自動車等充電設備整備事業	6,651	（　〃　）
	いばらきエネルギーシフト促進事業利子補給	18,328	（　〃　）
	（自然環境の保全・活用等）		
	自然公園施設管理整備事業	20,331	（環境政策課）
	生物多様性保全推進事業	39,190	（　〃　）
	ナガエツルノゲイトウ駆除対策事業	25,200	（　〃　）
	鳥獣保護対策事業	78,027	（　〃　）
	狩猟対策事業	26,481	（　〃　）

	予算額：千円	担当課
（循環型社会づくりの推進）		
循環型社会形成	6,682	（資源循環推進課）
一般廃棄物対策	11,476	（　〃　）
産業廃棄物対策	117,959	（廃棄物規制課）
再生資源物対策	11,620	（　〃　）
不法投棄対策	163,100	（　〃　）
産業廃棄物処理施設確保対策	9,201,690	（資源循環推進課）
いばらきフードロス削減プロジェクト推進事業	15,510	（環境政策課）
（霞ヶ浦などの湖沼環境の保全）		
霞ケ浦水質保全計画推進事業	5,611	（環境対策課）
浄化槽普及推進事業	266,613	（　〃　）
霞ケ浦流域等高度処理型浄化槽補助事業	366,171	（　〃　）
霞ケ浦・北浦点源負荷削減対策事業	118,903	（　〃　）
アオコ対策事業	5,870	（　〃　）
霞ケ浦環境体験学習推進事業	29,214	（　〃　）
涸沼水質保全対策事業	1,561	（　〃　）
牛久沼水質保全対策事業	500	（　〃　）
水環境調査研究事業	29,974	（　〃　）
環境学習等推進事業	27,262	（　〃　）
（身近な地域環境の保全）		
大気汚染・光化学スモッグ監視観測対策事業	88,239	（環境対策課）
大気測定機器整備事業	28,220	（　〃　）
水質汚濁監視観測事業	76,212	（　〃　）
公害防止対策推進事業	30,826	（　〃　）
騒音・振動対策事業	48,053	（　〃　）
化学物質管理対策事業	17,391	（　〃　）
土壌汚染防止対策事業	932	（資源循環推進課）

３　令和７年度の当初予算課別内訳

（単位：千円）

課　　名	予　算　額	財源内訳	
		特定財源	一般財源
生活文化課	1,261,308	519,618	741,690
多様性社会推進課	555,112	194,146	360,966
環境政策課	771,629	268,859	502,770
環境対策課	1,615,797	690,631	925,166
廃棄物規制課	433,993	143,226	290,767
資源循環推進課	9,333,295	7,647,471	1,685,824
県民生活環境部計	13,971,134	9,463,951	4,507,183

４　県民生活環境部の組織

（１）組　織

- 県民生活環境部
  - 生活文化課 ―― 消費生活センター
    - 水族館魅力向上推進室
    - 安全なまちづくり推進室
  - 多様性社会推進課 ―― ダイバーシティ推進センター
    - 旅券室
  - 環境政策課
    - 県央環境保全室
  - 環境対策課 ―― 霞ケ浦環境科学センター
    - 水環境室
  - 廃棄物規制課
    - 不法投棄対策室
  - 資源循環推進課
    - 新最終処分場整備室

（２）職　員

令和７年４月１日現在

区分		職員 事務職	職員 技術職	職員 計	備考
本庁	生活文化課	２９	３	３２	部長、次長、霞ケ浦浄化対策監兼廃棄物規制対策監、企画室長、併任警察官２名を含む
	多様性社会推進課	１７	―	１７	駐在職員２名を含む
	環境政策課	２０	６	２６	
	環境対策課	１０	１３	２３	
	廃棄物規制課	２１	４	２５	
	資源循環推進課	１３	１	１４	
	計	１１０	２７	１３７	
出先機関	消費生活センター	４	―	４	
	ダイバーシティ推進センター	８	―	８	
	霞ケ浦環境科学センター	１０	１０	２０	
	計	２２	１０	３２	
合計		１３２	３７	１６９	

※団体等への派遣職員、再任用短時間勤務職員、任期付短時間勤務職員、臨時的任用職員を除く。

生 活 文 化 課

【執行方針】

近年の県民を取り巻く生活環境は、犯罪や交通死亡事故、また、消費者問題が依然として多発している現状にある中、県民誰もが「生まれて、住んでよかった」と思えるような、活力ある明るく住みやすい県にしていくために、生活者の視点に立ったきめ細やかな施策を展開していくことが課題となっている。

１　消費生活の安全確保

県総合計画を補完するものとして策定したアクションプランに基づき、高度情報化の進展等に伴い多様化・複雑化する消費生活相談への対応として、市町村の相談体制の強化や相談員への支援の充実を図るとともに、弁護士や建築士等の専門家と連携した相談対応を行う。

また、相談対応に併せて、消費者被害の未然防止に向けた消費者教育・啓発や事業者指導を実施することにより、県民の消費生活の安全を確保する。

２　安全なまちづくりの推進

交通事故のない社会を実現するため、関係機関・団体と連携し、各種啓発事業や参加・体験・実践型の交通安全教育事業、交通事故被害者等への支援など総合的な交通安全施策を推進する。

また、「茨城県犯罪被害者等支援条例」及び「茨城県性暴力の根絶を目指す条例」に基づき、令和５年３月に策定した「茨城県犯罪被害者等支援計画」について、犯罪被害者等支援施策の進行管理により、各支援施策の実施状況の点検及び有識者による施策の検証を行う。

さらに、犯罪率が全国上位である住宅侵入窃盗と自動車盗の発生抑制に向け、運送事業者等との連携による監視強化事業を行い、地域の防犯力強化を推進する。

３　文化振興施策の推進

県総合計画を補完するものとして策定したアクションプランに基づき、茨城県芸術祭の開催や将来の文化の担い手の育成を図る。

また、茨城県立県民文化センター（通称名：「ザ・ヒロサワ・シティ会館」）の利用促進やアクアワールド茨城県大洗水族館への誘客促進を図るなど、県民一人ひとりが文化に親しむ機会や参加・創造する機会を提供する。

【事業計画】

事　業　名	事　業　の　概　要	予算額(千円)
1　消費生活の安全確保	市町村相談体制整備の支援や、専門家と連携した相談支援、消費者被害防止に向けた啓発等を実施する。	**127,126**
(1) 消費生活行政強化対策費	県及び市町村の消費生活相談体制の充実･強化を図るための支援を行う。また、エシカル消費の推進を図る。 ア　市町村に対する助成 国の交付金を活用し、市町村相談体制の充実・強化のための取組に対して助成する。 ・対象経費：相談員の人件費、啓発用パンフレット作成、研修参加費など イ　消費者教育講師の派遣 消費生活に関する知識の普及や消費者被害の未然防止を図るため、学校や高齢者団体等に消費者教育講師を派遣する（年 100 回程度）。 ウ　消費生活相談員養成講座の開催 相談員の育成・確保に向けた養成講座を開催する（計 10 日間程度・定員 50 名） エ　教員向け消費者教育講座の開催 成年年齢引下げにより懸念される若者の被害防止のため、高校等の教員を主な対象とする講座を年１回開催する。 オ　地域における消費者被害防止活動の促進 民生委員や介護職員等、見守る方向けの研修を２回程度開催し、地域における見守り活動を促進する。 カ　エシカル消費の推進 人や社会･環境に配慮した消費行動であるエシカル消費の理解を深めるため、ホームページの運営やクイズキャンペーン、啓発資材の配布等を実施する。	53,124
(2) 消費生活センター運営費	ア　消費生活相談や市町村支援の実施 県消費生活センターに消費生活相談員（12 名）を配置し、県民からの相談に対応するとともに、市町村相談員への助言や研修等を通じて市町村相談体制の支援を行う。 イ　専門的な相談への対応 (ｱ) 弁護士・一級建築士などによる専門相談の実施 相談員及び相談者が各分野の専門家から助言を受けられる体制を整備する。 ・法律相談：月２回 ・建築相談：月１回 (ｲ) 弁護士による随時法律相談の実施 相談員が弁護士に随時相談し、法的助言を受けられる体制を整備する。 ウ　啓発活動 消費者被害の未然防止を図るため、若者や高齢者等を対象とした啓発や消費生活センターの周知等を行う。また、ホームページ等の各種広報媒体を活用し、製品事故や消費者被害情報等を発信する。	65,663

事　業　名	事　業　の　概　要	予算額(千円)
(3)消費者行政推進費	ア　事業者指導の実施 　事業者指導専門員（２名）を配置し、特定商取引法や景品表示法等に基づき、法令等に違反する行為を行う事業者に対し、行政指導や行政処分を行う。 イ　消費生活審議会の運営（３回程度） 　県の消費者行政に関する事項について審議する。 ウ　生協検査の実施 　県内に主たる事務所を置く生活協同組合への立入検査を実施する。	8,389
2　安全なまちづくりの推進		**26,407**
(1) 交通安全対策事業	ア　交通安全計画の進行管理 　交通安全対策会議を主催し、交通安全実施計画を策定、施策を実行するとともに、ＰＤＣＡサイクルの徹底を図る。 (ｱ)令和７年５月：令和６年度実績報告及び課題検討 (ｲ)令和７年11月：令和７年度上半期の実績報告 (ｳ)令和８年３月：令和８年度計画（案）審議・承認 イ　若年層向け交通事故防止対策 　若年層に向けた交通規範意識の向上を図るため、次の事業を実施する。 (ｱ)高校生交通安全啓発動画コンテストの実施 　高校生を対象に、交通安全をテーマにした動画コンテストを開催し、優秀作品による啓発を実施 ・ながら運転の禁止 ・自転車ヘルメット着用 ・反射材の利用促進 (ｲ)自転車の安全利用と自転車損害賠償責任保険の加入促進 ・小、中学校等における交通安全教室の開催 ・教育庁と連携した自転車通学者の保険加入促進 　加入率調査、学校へのヒアリング (ｳ)小学校入学を迎える家庭向け交通安全指導リーフレットの作成・配布 ・配布部数：27,000 部 ウ　高齢者向け交通事故防止対策 　高齢者の交通事故防止を図るため、次の事業を実施する。 (ｱ)反射材の着用促進 　反射材着用の交通事故防止効果に関する情報を、高齢者へ周知し、反射材の着用を促進する。 ・広報用チラシ：10,000 部 (ｲ)交通安全教室の開催 　県警及び交通安全協会等と連携し、運転サポート装置の体験ができる交通安全教室を開催 ・開催回数：年間 15 回以上	11,131

事　業　名	事　業　の　概　要	予算額(千円)
	(ｳ)運転免許を自主返納した高齢者に対する支援 運転免許返納検討のきっかけづくりとして、運転免許を自主的に返納した高齢者を対象に、協賛事業者から特典サービスを提供する。 ・事業者に対する協賛、登録の働きかけ ・協賛事業者一覧を掲載したガイドブックの作成・配布	

（参考）【交通事故発生件数等の推移】

年		H27 年	H28 年	H29 年	H30 年	R1 年	R2 年	R3 年	R4 年	R5 年	R6 年
人身交通事故発生件数		11,613	10,455	9,679	8,682	7,447	6,049	5,929	6,271	6,489	6,006
死者数		140	150	143	122	107	84	80	91	93	94
全国順位(ワースト)		11 位	8 位	9 位	10 位	9 位	11 位	11 位	9 位	10 位	9 位
うち高齢者		69	73	80	65	65	52	46	50	47	54
	構成率	49.3%	48.7%	55.9%	53.3%	60.7%	61.9%	57.5%	54.9%	50.5%	57.4%
	全国順位(ワースト)	10 位	9 位	4 位	10 位	7 位	10 位	10 位	9 位	9 位	7 位

※1　死者数順位は多い順
※2　高齢者死者数構成率は、全死者に占める割合

(2) 犯罪・性暴力被害者支援事業	ア　犯罪被害者等支援施策の進行管理 令和５年３月に策定した「茨城県犯罪被害者等支援計画」の施策の進行管理を行うため、「茨城県犯罪被害者等支援施策検討委員会」の運営を行う。 (ｱ)令和７年４月：令和７年度計画（案）審議・承認 (ｲ)令和７年７月：令和６年度の実績状況報告 (ｳ)令和８年１月：令和７年度上半期の実績報告 令和８年度計画（案）意見交換 イ　性暴力被害者の支援 (ｱ)相談支援体制の充実 性暴力被害者のワンストップ支援に対応するための体制を整備する。 (ｲ)若年層への広報啓発 被害の潜在化防止のため、相談窓口を記載したカードを作成し、全中高生へ配布する。 配布枚数：159,000 枚	13,629
(3) 防犯対策事業	住宅侵入窃盗・自動車盗に対する警戒を呼び掛けるマグネットシートを運送事業者等の車両に掲示することにより、当該犯罪の抑止を図る。 配布枚数：600 枚	1,647

<table>
<tr><th>事　業　名</th><th>事　業　の　概　要</th><th>予算額(千円)</th></tr>
<tr><td>3　文化振興施策の推進</td><td></td><td>761,618</td></tr>
<tr><td>(1) 茨城県芸術祭開催事業</td><td>県民の優れた文化芸術活動の成果を広く発表・展示し、あわせて県民に鑑賞の機会を提供するため、茨城県芸術祭を県内各地で開催する。
<table><tr><td>開催種目</td><td>美術、音楽、舞踊、芸能、古典芸能、演劇・映画、文学
（７部門 26 種目）</td></tr><tr><td>期　　日</td><td>令和７年 10 月～令和７年 12 月</td></tr><tr><td>場　　所</td><td>県立県民文化センターほか</td></tr></table></td><td>21,000</td></tr>
<tr><td>(2) 文化の担い手育成事業</td><td>本県出身等の新人演奏家の発表の機会を提供するとともに、演奏技術の向上を図るため、新人演奏会を開催する。
<table><tr><td>開催種目</td><td>ピアノ、声楽、管楽器、弦楽器、打楽器、箏・尺八・三味線音楽（長唄、常磐津、清元等）</td></tr><tr><td>期　　日</td><td>令和７年９月 28 日</td></tr><tr><td>場　　所</td><td>県立県民文化センター</td></tr></table></td><td>2,000</td></tr>
<tr><td>(3) いばらき文化芸術創造・発信事業</td><td>県民に本格的な文化芸術に触れる機会を提供するほか、質の高い芸術公演などを開催することにより、文化の担い手の育成や、県民の文化芸術活動を促進する。
ア　移動展覧会の開催
茨城県美術展覧会に属する作家の作品の巡回展を、つくば美術館外２か所で開催する。
イ　文化芸術体験出前講座
学校や公立文化施設等に県ゆかりの芸術家を講師として派遣し、文化芸術の鑑賞・体験機会を提供する。
ウ　水戸室内管弦楽団メンバーによる器楽セミナーの開催
県内の楽器奏者を対象に、水戸室内管弦楽団メンバーによる「管楽器アンサンブル・レッスン」、「オーケストラ・吹奏楽団向け公開レッスン」を開催する。</td><td>62,982</td></tr>
<tr><td>(4) 伝統文化総合支援事業</td><td>県内の伝統文化団体に対して、発表機会の提供や後継者育成に向けた支援を行う。
ア　伝統文化団体と催事主催者とのマッチング
市町村やスポーツチーム、商業施設など、催事主催者に対し、イベントに出演する団体を紹介する。
イ　担い手募集サイトでの広報
県内伝統文化団体の情報を掲載し、活動への新規参加者を募集するための広報を行う。
ウ　茨城県子ども伝統文化フェスティバルの開催
伝統文化の保存継承に取り組む子どもたちが出演するフェスティバルを年２回開催する。</td><td>8,000</td></tr>
</table>

(5) 県民文化センターの施設管理	県民文化センターの利活用の促進を行う。 ・指定管理者　　県民文化センター運営共同事業体 代表団体：（株）コンベンションリンケージ ・指定管理期間　令和６年度～令和 10 年度	180,415
(6) 県民文化センター施設整備事業	県民文化センターの機能維持･向上のため必要な施設の改修等を行う。	125,791
(7) アクアワールド茨城県大洗水族館施設整備事業	アクアワールド茨城県大洗水族館の機能維持･向上のため必要な改修等を行う。	321,449
(8) アクアワールド茨城県大洗水族館電気料等対策事業	アクアワールド茨城県大洗水族館の電気料金等の高騰に伴い発生した増加費用を補助する。	39,981

多様性社会推進課

【執行方針】

急速な人口減少・少子高齢化の進行や社会情勢の急激な変化、県民の価値観やニーズの多様化が進む中、性別や国籍などにかかわりなく、誰もが個々の能力を発揮できる社会の実現や、県内に居住する外国人が安心して暮らすことができる社会の実現に取り組む。

さらに、行政だけでは十分に対応できない課題が増大する一方で、県民の自助・共助などへの意識の希薄化が懸念されていることから、多様な主体が連携・協働できる環境づくりを進めるとともに、様々な地域課題の解決に向けた取組を推進する。

１　多様性社会の推進

(1) 男女共同参画の総合的推進

男女共同参画社会の実現に向け、茨城県男女共同参画基本計画に基づき、政策・方針決定過程への女性の参画促進や、意識啓発を実施するなど、施策の総合的な推進を図る。

(2) ダイバーシティ推進センター事業

男女共同参画やダイバーシティの普及啓発を図るための講演会や出前講座、相談事業等を実施する。

(3) ダイバーシティ推進・啓発事業

ダイバーシティ社会の実現に向けて、県内企業等におけるＤ＆Ｉ（ダイバーシティ＆インクルージョン）の取組を促進するとともに、若年層のダイバーシティへの理解促進と県民へのさらなる意識醸成を図る。

２　多文化共生・県民協働の推進

(1) 多文化共生社会づくりの推進

母語による相談・支援体制を強化するとともに、地域における日本語教育体制の充実を図るほか、本県の国際交流実践組織である（公財）茨城県国際交流協会への補助等を通じ、地域の国際化を推進する。

(2) 旅券事務

旅券法に基づき一般旅券の発行に係る審査事務等を行う。

また、旅券の申請受理・交付を行う市町村への指導助言に努めるとともに、特例交付金を交付する。

(3) 県民協働による共助社会づくりの推進

地域における自助・共助による助け合いや、ＮＰＯ、企業等多様な主体の連携・協働による地域づくりの促進に向けて、県民運動の推進、地域課題解決のために活動するＮＰＯへの支援、ＮＰＯ等の活動・交流の場の運営など、各種施策を総合的に推進する。

【事業計画】

事　業　名	事　業　の　概　要	予算額(千円)
1　多様性社会の推進		**53,296**
(1) 男女共同参画の総合的推進	茨城県男女共同参画基本計画に基づき、施策の総合的な推進を図るとともに、茨城県男女共同参画審議会において事業の進行管理を行う。 ア　政策・方針決定過程への女性の参画促進 男女共同参画についての総合的な連絡調整を行うとともに、付属機関等への女性の参画を促進する。 イ　男女共同参画審議会の運営 茨城県男女共同参画推進条例や基本計画に基づく各種施策の取組を推進するとともに、事業の進行管理を行う。 ウ　男女共同参画年次報告書作成 県内の男女共同参画の状況や県が講じた施策等について、年次報告書を作成し公表する。 エ　男女共同参画推進員の育成 県内各地域に男女共同参画推進員を配置し、地域における男女共同参画の推進に向けた情報収集、啓発活動等に取り組む。	1,338
(2) ダイバーシティ推進センター事業	ダイバーシティ推進センターの運営、男女共同参画やダイバーシティの普及啓発を図るための講演会や出前講座、相談事業等を実施する。 ア　いばらきダイバーシティ宣言の募集 ダイバーシティ社会の実現に向けて、企業や団体、県民の意識醸成を図ることが重要であることから、県内外の企業、団体等を対象に宣言を募集する。 イ　パートナーシップ宣誓制度の実施 性的マイノリティである２人が、お互いの人生において、互いに協力して継続的に生活を共にすることを約した宣誓書を県に提出し、県が受領証等を交付する。 ウ　相談事業 ・女性のための総合相談（水曜～金曜） ・女性のための法律相談（第２金曜） ・ダイバーシティ相談（第１・第３土曜） ・性的マイノリティに関する専門相談（毎週木曜） エ　市町村連携事業 地域における男女共同参画や多様性理解を推進するため、市町村と共催で講演会等を開催する。 オ　出前講座「ぽらりす教室」 男女共同参画や多様性理解の推進を図るためのプログラムを作成し、小・中・高校生や学生、一般の方向けに出前講座を実施する。	26,958 ※福祉部からの組替予算 1,543 千円を含む
(3) ダイバーシティ推進・啓発事業	オンライン学習コンテンツなどを活用し、幅広い世代に向けたＤ＆Ｉの意識啓発に取り組むとともに、専門家によるコンサルティングの実施等により、県内企業のＤ＆Ｉの取組を促進する。	25,000

事　業　名	事　業　の　概　要	予算額(千円)
	ア　県民・企業に向けた普及啓発 　経済雑誌を活用し、県民・企業への意識啓発のための情報発信を行うことでさらなる意識醸成を図る。 イ　県内企業等におけるＤ＆Ｉの推進 　オンライン学習コンテンツなどを活用し、幅広い世代に向けたＤ＆Ｉの意識啓発に取り組むとともに、専門家によるコンサルティングの実施等により、県内企業のＤ＆Ｉの取組を促進する。	
2　多文化共生・県民協働の推進	県内に居住する外国人が安心して暮らせる環境を整備するため、母語による相談・支援体制のさらなる強化を図る。	**311,364**
(1) 国際化・多文化共生社会推進事業	ア　IBARAKI ネイティブコミュニケーションサポーター制度の推進 　外国人コミュニティなどで活躍する方を生活の困りごと相談や情報提供などを担う「IBARAKI ネイティブコミュニケーションサポーター」として認定し、母語による相談・支援体制を強化する。 イ　専門家相談会の実施 　外国人の抱える法的な問題の解決に向けて、弁護士などの専門家による相談会を実施する。 ウ　災害時外国人支援研修の実施 　災害時における外国人支援に向けて、市町村職員等を対象とする研修を実施する。	27,654
(2) 地域日本語教育の体制づくり事業	地域における日本語教育体制の充実を図るため、関係機関の連携体制の構築や日本語教育に携わる人材の養成等を行う。	9,857
(3) 国際交流協会運営費補助	(公財)茨城県国際交流協会の運営に要する人件費及び事業費について、その一部を補助する。	56,864
(4) 旅券事務費	旅券法に基づき一般旅券の発行に係る審査事務等を行う。 また、旅券の申請受理・交付を行う市町村への指導助言に努めるとともに、特例交付金を交付する。	148,800
(5) 茨城助け合い運動推進事業	ア　企業連携型ＮＰＯ活動支援事業 　ＮＰＯと企業が連携して行う地域課題解決に向けた取組を促進するため、企業の寄付を活用し、事業費の一部を助成する。 携して行う地域課題解決に向けた取組を促進する。 イ　市民活動団体基盤強化事業 　認証後間もないＮＰＯ法人等、主にスタートアップ期の市民活動団体を対象としたセミナー・相談会・交流会等の実施により、団体の基盤強化を図る。 ウ　チャレンジいばらき県民運動補助 　県民運動の推進組織である「チャレンジいばらき県民運動」に対する支援を行い、各種県民運動の推進を図る。	48,397

事　業　名	事　　業　　の　　概　　要	予算額(千円)
(6) 県民活動推進事業	特定非営利活動促進法（ＮＰＯ法）に基づきＮＰＯ法人の設立認証及び認定等に係る事務を行う。	13,144
(7) 交流サルーンいばらき管理運営委託事業	ＮＰＯ等の活動・交流の場である「交流サルーンいばらき」の運営委託により、団体の地域活動を支援する。	6,648

環 境 政 策 課

【執行方針】

温暖化の進展等の地球規模の環境問題や、今日の都市・生活型環境問題に適切に対応していくためには、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会を構築していく必要がある。

また、本県が持つ豊かな自然環境の恵みを県民が享受し、より豊かなものとして次の世代に引き継いでいけるよう、野生動植物を保護管理するとともに、生息・生育の場である良好な自然環境を保全し、生物多様性を確保していく必要がある。

このため、次の方針に基づき、環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進する。

１　地球温暖化対策等の推進

(1) 環境学習・県民運動の推進等

環境保全活動リーダーの養成や環境アドバイザーの派遣などにより、県民や団体等の環境学習活動を促進するとともに、関係団体と連携し、環境に関する啓発や省資源・省エネルギーの取組などを県民運動として展開する。

(2) 総合的な地球温暖化対策の推進

カーボンニュートラルの実現に向け、県民運動「いばらきエコスタイル」の普及啓発や事業所向けの省エネ対策の推進、再生可能エネルギーの導入促進等、県民、事業者、行政などのあらゆる主体が、それぞれの役割に応じた取組を通じて、相互に連携・協働しながら、地球温暖化対策を推進する。

２　自然環境の保全・活用等

(1) 自然環境の保全・活用

優れた風景地である県立自然公園等における自然を保護するとともに、公園利用者のための施設整備等の推進や、優れた自然環境を有する地域として指定した自然環境保全地域等の適正な管理を行う。

また、「生物多様性センター」を拠点として、生物多様性に関する県民への普及啓発、保全活動への助言、各種調査等を行うとともに、筑波山のブナ林保全等を推進する。

(2) 野生鳥獣の保護管理の推進

鳥獣保護区等の指定などにより、野生鳥獣の生息環境の保護に努める。

また、イノシシ等の野生鳥獣による農作物等への被害を軽減するため、個体数管理や被害防止等の対策を総合的に講じるとともに、捕獲の担い手となる狩猟者の確保・育成を図る。

さらに、キョン、ナガエツルノゲイトウ等の特定外来生物による生態系への影響を軽減させるため県民への啓発や駆除対策を推進する。

３　循環型社会づくりの推進

(1) 「いばらきフードロス削減プロジェクト」の推進

食品残渣を飼料等に再資源化する民間事業者の取組への支援や、食品業界と連携した取組などを通じて、民間事業者の実践活動を促進し、引き続き事業系フードロスの更なる削減を図る。

【事業計画】

事　業　名	事　業　の　概　要	予算額(千円)
1　地球温暖化対策等の推進		**132,683**
(1) 環境学習支援事業	ア　エコ・カレッジの開催 　地域や職場において、環境学習や環境保全活動について普及啓発や指導を積極的に行うリーダーを養成する講座を開催する。 　定員：50 名程度 　開催時期：令和７年７月～令和８年２月 　内容：環境保全に関する講義やフィールドワーク イ　環境アドバイザーの派遣 　地域での環境学習活動の促進のため、学校、公民館、自治会等が実施する環境学習会等に環境アドバイザーを派遣する。 ・環境アドバイザー：63 人・６団体・企業 ・年間派遣回数：120 回程度 ウ　小学生向け環境実践プログラムの普及 　小学生向け環境実践プログラムを県内全小学校の高学年を対象として実施する。 　また、実施に当たっては環境アドバイザーを派遣し、より効果的な指導を行う。 エ　中学生向け環境学習プログラムの普及 　茨城の自然環境や身近な環境問題についての理解を深め、問題解決に積極的に取り組む意識を育むためのプログラムを、中学１～２年生を対象として実施する。	7,741
(2) いばらきエコスタイル推進事業	ア　いばらきエコスタイルの展開 　年間を通じた職場や家庭における省エネや節電などの取組を、県民運動「いばらきエコスタイル」として広く展開し、事業者、団体、県民等における環境配慮型のライフスタイルの定着を図る。 ・県民が自発的に省エネ行動を選択するよう促す「行動科学に基づく手法」を活用した普及啓発 ・各種情報媒体による情報発信 ・環境保全茨城県民会議や地球温暖化防止活動推進員等による普及啓発活動 イ　家庭の省エネルギー対策の推進 ・「いばらきエコチャレンジ」の推進 　各家庭が行った省エネの取組成果を見える化 ・家庭の省エネ診断 　各家庭のエネルギー使用状況を診断し、効果的な省エネ対策をアドバイス	5,001

事　業　名	事　業　の　概　要	予算額(千円)
(3) 事業所向け省エネ対策推進事業	ア　中小規模事業所に対する省エネルギー対策の技術的支援 　中小規模事業所を対象に専門家による省エネルギー診断を無料で実施し、設備の運用改善や省エネ設備導入、再エネの利活用について、技術的な助言を行う。 イ　中小規模事業所における省エネ設備導入等支援 　県の省エネルギー診断を受けた中小規模事業所を対象に省エネ設備導入等に必要となる費用を補助する。 ・補助額上限：1,000 千円未満／件 ・補助率　　：１／３以内 ウ　大規模事業所に対する省エネルギー対策の技術的支援 　エネルギー管理の専門家が、県地球環境保全行動条例に基づき、エネルギー使用状況等を指導・助言する。 エ　茨城エコ事業所登録制度の普及 　環境に配慮した取組の普及のため、簡易な環境マネジメントシステムの登録事業所の拡大を図る。	30,780
(4) 再生可能エネルギー普及推進事業	ア　再生可能エネルギー導入可能性の調査 　地域脱炭素化を推進するため、太陽光発電設備の設置可能性を検討するための調査を実施する。 イ　太陽光発電の適正導入の推進 　再生可能エネルギーの適正な導入促進のため、ガイドラインの周知徹底を図るとともに、市町村と連携して、事業者に対する指導・助言を行うことで、施設の適正導入を推進する。	19,382
(5) 自立・分散型エネルギー設備導入補助事業	家庭における再生可能エネルギーの普及を推進するため、家庭用蓄電池の導入支援を行う市町村に対し定額での補助を実施する。 ・補助額上限５万円／基（定額） ・県→市町村→購入者	44,800
(6) 電気自動車等充電設備整備事業	電気自動車やプラグインハイブリッド車など、CO_2排出量の少ない次世代自動車の普及を進めるとともに、県民の利便性の向上を図るため、利用者の多い県有施設に設置した急速充電設備の維持管理を行う。 ・民間事業者への国補助金活用及び設置の働きかけ ・市町村への設置の働きかけ	6,651
(7) いばらきエネルギーシフト促進事業利子補給	「いばらきエネルギーシフト促進事業」を活用して太陽光発電設備等を導入する事業者の負担軽減を図るため、同補助金を活用した事業者に対する利子補給を行う。	18,328

事　業　名	事　業　の　概　要	予算額(千円)
2　自然環境の保全・活用等		**189,229**
(1) 自然公園施設管理整備事業	自然公園区域内で老朽化した案内看板等を整備する。また、自然公園区域内における施設の現地確認や危険箇所の補修等を行う。	20,331
(2) 生物多様性保全推進事業	ア　生物多様性地域戦略の推進 セミナー開催やデータベースの提供、保全活動への助言等を通じ、生物多様性戦略の普及啓発を図るとともに、希少野生生物の保護のための調査の実施や、特定外来生物の防除策等の検討・助言を行う。 イ　筑波山のブナの保護 「筑波山ブナ林保全指針」に基づき、植生保護のためのロープ柵の設置や、ブナの天然更新を促すためアズマネザサの刈り払い等を実施する。 また、「筑波山ブナ林保全指針」の改定に向け、筑波山ブナ林保護対策委員会を開催するとともに、ブナの開花結実調査、ブナ・イヌブナの分布調査を実施する。 ウ　茨城県版レッドデータブック植物編の改定 専門家からなる検討委員会を設置して、茨城県版レッドデータブック植物編の改定作業を進める。 エ　希少野生生物の保護指導 各種開発事業等に対して、「茨城県希少野生動植物保護指針」に基づき適切な保護対策を指導する。	39,190
(3) ナガエツルノゲイトウ駆除対策事業	新利根川における特定外来生物ナガエツルノゲイトウの繁茂に伴う被害を防止するため、実施基準に基づく駆除対策を実施する。	25,200
(4) 鳥獣保護対策事業	ア　鳥獣保護区等の管理 鳥獣保護区等の指定等を進めるとともに、鳥獣保護管理員（95 名）による巡回・指導等を行う。 イ　傷病鳥獣の救護 傷病野生鳥獣の保護を図るため、傷病鳥獣の治療を（公社）茨城県獣医師会に委託して実施する。 ウ　有害鳥獣捕獲対策 鳥獣による生活環境や農作物等への被害を防止するため、（一社）茨城県猟友会が行う有害鳥獣の捕獲事業に対して助成する。 エ　死亡野鳥等の調査 野鳥のウイルス保有状況調査を実施し、高病原性鳥インフルエンザの早期発見に努める。 オ　ラムサール条約登録湿地「涸沼」の賢明な利用 「涸沼」の豊かな自然環境を周知するとともに、動植物の保全に配慮しながら、地域が一体となって賢明な利用を図っていく。	78,027

事　業　名	事　業　の　概　要	予算額(千円)
	カ　特定鳥獣等の対策 　農林業に甚大な被害を及ぼす恐れのあるイノシシやニホンジカの個体数管理や被害防除等の対策を実施するほか、近年の全国的な状況を踏まえ、ツキノワグマ出没時の注意喚起を進める。 　また、生態系に影響を与え、外来生物法の規制対象となっているキョンや外来カミキリの防除を行う。	
(5) 狩猟対策事業	ア　安全・適正な狩猟の推進 　狩猟免許試験をはじめとした狩猟免許、狩猟者登録の事務を実施するとともに、狩猟者の指導や取締りなどにより、安全で適正な狩猟を推進する。 イ　狩猟の担い手の育成 　狩猟者の確保・育成のため、狩猟の魅力を体感できるセミナーや初心者向けの技術向上の研修等を開催する。	26,481
3　循環型社会づくりの推進		**15,510**
(1) いばらきフードロス削減プロジェクト推進事業	ア　食品残渣のリサイクルに取り組む事業者の支援 　食品製造工程で発生する残渣を飼料等にリサイクルするための設備等の整備や実証を支援する。 ・補助対象者　食品残渣のリサイクルに取り組む事業者 ・補助対象経費　リサイクルに必要な設備等の整備や実証の経費 ・補助率　１／２以内 ・補助上限額　5,000 千円 イ　フードロス削減の取組の実践拡大 　食品業界と連携した取組を推進するとともに、賞味期限間近の食品や規格外農作物の活用を促進する。	

環 境 対 策 課

【執行方針】

県内の大気環境や水環境等は改善が進みつつあり、概ね環境基準は達成されているものの、大気中の光化学オキシダントや湖沼のＣＯＤ等については、環境基準が未達成となっている。また、事業者から排出される化学物質の削減対策や騒音対策など、取り組まなければならない多くの課題がある。

このため、大気汚染や水質汚濁の状況などについて引き続き把握するとともに、大気汚染防止法や水質汚濁防止法及び「茨城県生活環境の保全等に関する条例」等の適切かつ円滑な運用を図り、県民の健康の保護と生活環境の保全に努める。

１　霞ヶ浦などの湖沼環境の保全

(1) 湖沼の水質保全対策の推進

霞ヶ浦については、「茨城県霞ケ浦水質保全条例」に基づき、流域全ての生活者・事業者の適切な排水処理の実施を推進するとともに、霞ケ浦に係る湖沼水質保全計画に基づき、森林湖沼環境税を活用しながら、高度処理型浄化槽の設置促進、霞ケ浦一般事業場等（小規模事業所）の排水対策、湖上体験学習等による県民意識の醸成など、水質浄化に向けた総合的な対策を実施する。

涸沼や牛久沼についても、引き続き総合的な対策を推進するとともに、流域の住民団体等による水質浄化活動等への支援を行う。

(2) 霞ケ浦環境科学センターにおける環境保全対策の推進

霞ヶ浦をはじめとする湖沼・河川の水環境や大気環境等の保全に関する調査研究、環境学習、市民活動との連携、情報の提供や交流を促進する。

２　身近な地域環境の保全

(1) 大気保全対策の推進

大気汚染については、その状況を常時監視し、環境基準の達成状況などを把握するとともに、リアルタイムで情報を提供する。また、光化学スモッグやＰM2.5 の高濃度が予測された場合は、注意報等の緊急発令を行うとともに、ベンゼンをはじめとする有害大気汚染物質などの実態把握に努める。

(2) 水質保全対策の推進

河川・湖沼などの公共用水域の汚濁及び地下水の汚染については、その状況を常時監視するとともに、工場・事業場に排水の適正処理等の指導を行うなど、公共用水域の水質汚濁の防止を図る。

(3) 公害防止対策の推進

事業者による化学物質の自主的な管理の改善やフロン類の適正な回収等を促進するとともに、ダイオキシン類などの実態把握や削減に努め、有害な化学物質による環境リスクの低減を図る。

成田国際空港や百里飛行場の航空機騒音、東北新幹線の騒音・振動などの測定を行い、環境基準の達成状況を把握する。

中小企業者が行う環境保全施設の設置等を促進するため、資金の斡旋や利子補給を行う。

【事業計画】

<table>
<tr><th>事　業　名</th><th>事　業　の　概　要</th><th>予算額(千円)</th></tr>
<tr><td>1　霞ヶ浦などの湖沼環境保全
(1) 湖沼の水質保全対策の推進</td><td></td><td>851,679</td></tr>
<tr><td>①霞ケ浦水質保全計画推進事業</td><td>令和３年度に策定した第８期計画を踏まえて、霞ヶ浦の水質を着実に改善していくよう、浄化効果が高い対策に重点化して水質浄化対策を実施していく。
・計画期間：令和３年度～令和７年度
・水質の状況：ＣＯＤ(年間平均値、単位：mg/L)
<table>
<tr><th>年　度</th><th>H30</th><th>R1</th><th>R2</th><th>R3</th><th>R4</th><th>R5</th><th>環境基準
(R7 目標)</th></tr>
<tr><td>全水域
平均</td><td>7.3</td><td>6.9</td><td>7.3</td><td>7.7</td><td>7.5</td><td>7.8</td><td>3
(6.9)</td></tr>
</table></td><td>5,611</td></tr>
<tr><td>②浄化槽普及推進事業</td><td>ア　浄化槽の設置費への補助（県内全域）
下水道・農業集落排水施設区域以外において、設置費用の一部を助成する。
【補助対象浄化槽】※北浦流域：NP 型のみ
<table>
<tr><th>種類</th><th>補助対象地域</th></tr>
<tr><td>N 型又は高度 N 型、NP 型</td><td>湖沼流域※</td></tr>
<tr><td>通常型</td><td>その他の地域</td></tr>
</table>
【補助先】
・市町村が行う浄化槽設置者への補助事業に補助
イ　浄化槽啓発指導
・法定検査未受検者に対する文書指導の実施
・不適正浄化槽管理者への改善指導の実施</td><td>266,613</td></tr>
<tr><td>③霞ケ浦流域等高度処理型浄化槽補助事業</td><td>ア　高度処理型浄化槽の設置費への上乗せ補助（湖沼流域）
高度処理型浄化槽（NP 型）について、環境税を活用し、単独処理浄化槽等から転換する場合に、個人負担が通常型より少なくなるよう上乗せ補助（新築の場合、個人負担が通常型と同等になるよう補助）
イ　単独処理浄化槽等撤去補助（県内全域）
転換する場合、撤去費用の一部を助成
ウ　宅内配管工事費補助（県内全域）
転換する場合、宅内配管工事費の一部を助成</td><td>366,171</td></tr>
<tr><td>④霞ケ浦・北浦点源負荷削減対策事業</td><td>全ての特定汚染源(点源)排出施設に対して排水の適正処理を義務づけた霞ケ浦水質保全条例等により、霞ヶ浦・北浦に流入する汚濁負荷の一層の削減を図る。
ア　霞ヶ浦流域の工場・事業場の指導
法令等に基づき、小規模事業所を含む工場・事業場等に対する立入検査を実施し、排水基準の遵守徹底を図る。
・流域内特定事業場数：3,655
（令和７年３月末現在、権限移譲市等を除く）</td><td>118,903</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>事　業　名</th><th>事　業　の　概　要</th><th>予算額(千円)</th></tr>
<tr><td></td><td>イ　霞ケ浦・北浦水質保全相談指導事業等
水質保全相談指導員の設置(17名)による相談・指導・監視体制の整備、条例の普及・啓発
ウ　霞ケ浦・北浦水質保全施設資金融資対策事業
高度処理型浄化槽の設置、下水道等への接続、工場・事業場等の排水処理施設整備に係る融資・利子補給</td><td></td></tr>
<tr><td>⑤アオコ対策事業</td><td>関係市と連携し、監視パトロールを実施するほか、アオコが発生した際は速やかにアオコ回収等の対策を実施する。</td><td>5,870</td></tr>
<tr><td>⑥霞ケ浦環境体験学習推進事業</td><td>県内の小中学生を対象に、霞ヶ浦での湖上体験学習を実施する。</td><td>29,214</td></tr>
<tr><td>⑦涸沼水質保全対策事業</td><td>流域の住民、事業者、団体、行政等で構成する「クリーンアップひぬまネットワーク」が行う、環境フォーラム、清掃活動、自然観察会等の活動を支援し、浄化意識の高揚を図る。
・水質の状況：ＣＯＤ（年平均値、単位 mg/L）
<table>
<tr><th>年　度</th><th>H30</th><th>R1</th><th>R2</th><th>R3</th><th>R4</th><th>R5</th><th>環境基準</th></tr>
<tr><td>涸　沼</td><td>6.1</td><td>6.2</td><td>6.7</td><td>6.7</td><td>6.2</td><td>6.4</td><td>5</td></tr>
</table></td><td>1,561</td></tr>
<tr><td>⑧牛久沼水質保全対策事業</td><td>流域市等で構成する「牛久沼流域水質浄化対策協議会」が行う、ポスター募集、清掃等の活動を支援し、浄化意識の高揚を図る。
・水質の状況：ＣＯＤ（年平均値、単位 mg/L）
<table>
<tr><th>年　度</th><th>H30</th><th>R1</th><th>R2</th><th>R3</th><th>R4</th><th>R5</th><th>環境基準</th></tr>
<tr><td>牛久沼</td><td>8.0</td><td>7.2</td><td>8.6</td><td>7.2</td><td>8.6</td><td>9.0</td><td>5</td></tr>
</table></td><td>500</td></tr>
<tr><td>(2) 霞ケ浦環境科学センターにおける環境保全対策の推進</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>①水環境調査研究事業</td><td>霞ヶ浦等の水質改善に向けた試験研究を行う。
・水質変動の解明に関する調査研究
・アオコの発生に関する調査研究
・流入河川における汚濁負荷に関する調査</td><td>29,974</td></tr>
<tr><td>②環境学習等推進事業</td><td>ア　環境学習の推進
自然観察会や出前講座、研修室・展示室を活用した学習など環境学習を実施するとともに、教員等を対象とした環境学習指導者の育成を図る。
イ　市民活動の支援
水環境を保全するための活動に取り組む市民団体に対し、活動機材の貸出や事業経費の助成による活動支援を行うとともに、ボランティアや市民団体等の交流促進の場を活用することにより、市民活動の連携強化を図る。</td><td>27,262</td></tr>
</table>

事　業　名	事　業　の　概　要	予算額(千円)
	ウ　霞ヶ浦水辺ふれあい事業 　水生植物や生物と直接触れ合うことによる環境保全意識の醸成や、清掃活動など市民活動による実践型の浄化啓発事業を実施する。 エ　水質浄化強調月間事業 　水質浄化に係る意識啓発のため、水に親しむ機会が多い夏季の期間（海の日から霞ヶ浦の日）を「霞ヶ浦水質浄化強調月間」と定め、水質浄化ポスターコンクールの実施、霞ヶ浦水質浄化強調月間イベント開催などの啓発事業を重点的に実施する。 オ　水質浄化運動の促進 　霞ヶ浦の流域が一体となって水質浄化に取り組めるよう、霞ヶ浦問題協議会と連携し意識啓発と水質浄化運動の展開を図る。	
2　身近な地域環境保全 (1) 大気保全対策の推進		**305,983**
① 大気汚染・光化学スモッグ監視観測対策事業	ア　大気汚染常時監視システム 　測定局における二酸化硫黄などの測定データを収集し、中央監視局で監視する。 イ　大気測定機器保守管理 　測定局から測定データを収集するテレメータシステムや測定機器の保守管理を行う。 ウ　光化学スモッグ・微小粒子状物質（ＰM2.5）対策 　光化学スモッグによる健康被害を未然に防止するため、県民等へ光化学スモッグに関する情報の提供を行う。 　光化学オキシダント高濃度時には、注意報等を発令し県民に周知するとともに、ばい煙発生事業者等に対し、ばい煙の排出量の削減等を要請する。 　また、ＰM2.5 濃度が高くなると予想される場合には、注意喚起を行う。 ・ラジオ放送やHP 等による情報提供 ・光化学スモッグ等情報メール登録件数：5,138 ・大量ばい煙発生事業者(4 万 Nm^3/h 以上)：120 ・ばい煙発生事業者(1 万 Nm^3/h 以上)：138 （令和７年３月末現在） エ　大気汚染物質調査 　低濃度であっても長期曝露により健康影響が懸念される化学物質等の実態を把握する。 (ｱ) 有害大気汚染物質環境調査（ﾍﾞﾝｾﾞﾝ等 22 物質） ・測定地点：７地点（年 12 回） (ｲ) ＰM2.5 成分分析調査（質量濃度、イオン成分等） ・測定地点：１地点（年４回） (ｳ) フロン大気環境調査（フロン類 12 物質） ・測定地点：４地点（年４回） (ｴ) 酸性雨（pH 等） ・測定地点：１地点（年 12 回）	88,239

<table>
<tr><th>事　業　名</th><th>事　業　の　概　要</th><th>予算額(千円)</th></tr>
<tr><td></td><td>(ｵ) 光化学オキシダントに関する調査（VOC 等）
・測定地点：１地点（年２回）</td><td></td></tr>
<tr><td>②大気測定機器整備事業</td><td>環境中の大気汚染物質を常時監視するため、35 の測定局の測定機器の計画的な更新を行う。
・令和７年度機器等整備計画：６機種 17 台
・測定機器整備状況（令和７年４月１日現在）
<table>
<tr><th>測定項目</th><th>一般環境
大気測定局
33 局</th><th>自動車排出
ガス測定局
2 局</th></tr>
<tr><td>二酸化硫黄</td><td>18</td><td>－</td></tr>
<tr><td>二酸化窒素</td><td>29</td><td>2</td></tr>
<tr><td>光化学オキシダント</td><td>29</td><td>－</td></tr>
<tr><td>一酸化炭素</td><td>1</td><td>2</td></tr>
<tr><td>浮遊粒子状物質</td><td>29</td><td>2</td></tr>
<tr><td>微小粒子状物質</td><td>17</td><td>1</td></tr>
<tr><td>炭化水素</td><td>15</td><td>－</td></tr>
<tr><td>計</td><td>138</td><td>7</td></tr>
</table></td><td>28,220</td></tr>
<tr><td>(2) 水質保全対策の推進
水質汚濁監視観測事業</td><td>ア　公共用水域の監視観測
公共用水域における水質汚濁の状況及び水質環境基準の達成状況を把握するため、水質の監視を行う。
・調査地点：193 地点(河川 138、湖沼 25、海域 30)
・調査項目：生活環境項目　BOD等　13項目
健康項目　ｶﾄﾞﾐｳﾑ等　27項目
特殊項目　銅等　5項目
その他　TOC等　10項目
・調査機関：国土交通省、県、水戸市、古河市、笠間市、つくば市、ひたちなか市、筑西市
イ　地下水の監視観測
有害物質に係る地下水質の汚染状況を把握するため、地下水の監視を行うとともに、有害物質が検出された場合は汚染源特定等のため、汚染井戸周辺地区調査や汚染地区の継続的な監視を行う。
・調査地区：34 市町村 58 地点
・調査項目：ｶﾄﾞﾐｳﾑ等 28 項目
・調査機関：県、水戸市、古河市、笠間市、つくば市、ひたちなか市、筑西市
ウ　水浴場水質観測調査
安全で快適な水環境の保全と利用に寄与するため、水浴場の水質調査を行う。
・調査地点：17 海水浴場
・測定項目：ふん便性大腸菌群数等６項目
・調査時期：開設前４月及び５月、開設中７月

エ　ゴルフ場周辺環境調査
農薬による公共用水域の水質汚濁を防止するた</td><td>76,212</td></tr>
</table>

事　業　名	事　業　の　概　要	予算額(千円)
	め、指導要綱等に基づき、ゴルフ場に立入調査等を実施し、農薬の適正使用について指導を行う。	
(3) 公害防止対策の推進 ①公害防止対策推進事業	ア　工場・事業場の指導 (ｱ) 大気規制指導 大気汚染防止法及び生活環境保全条例に基づき工場・事業場に対し立入検査等を実施し、施設の改善指導等を行う。 ・ばい煙発生施設設置事業場数：1,415 ・揮発性有機化合物排出施設設置事業場数：51 （令和７年３月末現在、権限移譲市等を除く） (ｲ) 水質規制指導 水質汚濁防止法及び生活環境保全条例に基づき工場・事業場に対し立入検査等を実施し、排水の適正処理等の指導を行う。 ・特定事業場総数：　8,163 うち排水規制事業場数：4,265 うち有害物質使用事業場：286 （令和７年３月末現在、権限移譲市等を除く） (ｳ) 公害防止組織整備の指導 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律に基づき、対象工場に対し、公害防止管理者等の選任及び届出等の指導を行う。 イ　地盤変動量調査 地盤沈下の状況を把握するため、「関東平野北部地盤沈下防止等対策要綱」に基づき、地盤沈下量の調査を行う。 ウ　公害防止協定の運用 鹿島地域や筑波地域等で締結している公害防止協定の適切な運用を図る。 〈公害防止協定締結企業数(令和７年３月末現在)〉 ・鹿島地域：113 ・筑波地域：23 ・（株）ＪＥＲＡ常陸那珂火力発電所 ・（株）常陸那珂ジェネレーション エ　化学物質管理促進対策事業 化学物質による環境保全上の支障を未然に防止するため、ＰＲＴＲ制度による事業者の情報収集及び県民への情報提供を行い、事業者の自主的な管理の改善を促進する。	30,826
②騒音・振動対策事業	ア　航空機騒音対策事業 成田国際空港及び百里飛行場周辺の航空機騒音の実態を調査し、環境基準の達成状況を把握する。 （成田国際空港） ・通年：10 地点、短期（１週間）：17 地点(年４回) （百里飛行場） ・通年：２地点、短期（２週間）：10 地点(年１回)	48,053

事　業　名	事　業　の　概　要	予算額(千円)
	イ　新幹線騒音・振動対策 　東北新幹線に係る騒音・振動の実態を調査し、環境基準の達成状況を把握する。 ・騒音測定地点数：２地点　４測定点 ・振動測定地点数：２地点　４測定点 ウ　自動車騒音常時監視 　自動車騒音の実態を調査し、環境基準の達成状況を把握する。	
③化学物質管理対策事業	ア　ダイオキシン類対策 　ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、特定施設を設置する工場・事業場に対して立入検査を実施し、排出基準の遵守徹底を図るとともに、環境基準達成状況を把握するため、環境の監視を行う。 ・測定地点：大気、土壌、水質、底質、地下水 　　計 83 地点（年１～２回） ・測定機関：国土交通省、県、水戸市、古河市、 　　笠間市、ひたちなか市、筑西市 イ　アスベスト対策 　大気汚染防止法等に基づき、アスベスト使用建築物等の解体等工事現場への立入検査を実施し、作業基準遵守の徹底を図る。 ウ　フロン対策 　地球温暖化やオゾン層の破壊を防止するため、フロン排出抑制法に基づき、第一種フロン類充塡回収業者等の登録や立入検査・指導を行い、業務用冷凍空調機器等の使用、廃棄及び整備時におけるフロン類の大気中への排出を抑制する。	17,391
④環境保全施設資金融資対策事業	中小企業者に対し、環境保全のための施設の設置や改善等に要する資金について融資のあっ旋及び利子補給を行う。 ア　融資のあっ旋 ・融資限度額：融資対象事業費の 80%以内 　　環境保全施設　　2,500 万円限度 ・融資利率：1.8～2.0%（保証付き 1.3～1.5%） 　（令和７年４月１日現在） ・融資期間：７年以内（１年以内据置可） イ　利子補給 ・事業者が行う排水処理施設の設置（無利子）等	17,042

廃 棄 物 規 制 課

【執行方針】

廃棄物の排出をできるだけ抑制し、廃棄物となったものは再使用、再生利用、熱回収の順にできる限り循環的利用を行い、循環的利用ができないものは適正に処分する「循環型社会」の形成に向け、令和３年３月に策定した「第５次茨城県廃棄物処理計画」に基づき、廃棄物の適正処理を推進する。

特に、産業廃棄物の不法投棄等の撲滅を目指し、監視・指導体制の強化や発見・通報体制の充実に取り組むとともに、警察や市町村等の関係機関と連携を進め、事案の早期対応・早期解決に努めるほか、本県において令和７年４月から運用開始となる「宅地造成及び特定盛土等規制法（通称：盛土規制法）」と、令和６年 12 月に改正した「茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例（通称：残土条例）」により残土処分の適正化を進める。

また、「茨城県再生資源物の屋外保管の適正化に関する条例」を令和６年４月に施行し、金属スクラップなどの再生資源物の屋外における適正保管を推進するとともに、低濃度ＰＣＢ廃棄物の期限内処理に向けた保管事業者への巡回指導等の有害廃棄物の適正処理対策を講ずるほか、市町との連携の下、市町等が一時保管している指定廃棄物に係る住民理解の促進や処分先の確保等の適切な対応を図るよう国に求めていく。

１　循環型社会づくりの推進

(1) 産業廃棄物対策

排出事業者や産業廃棄物処理業者に対する各種講習会を実施するとともに、廃棄物処理施設への立入検査を行い、施設の構造基準や維持管理基準等の適合状況を確認及び指導等を実施し、廃棄物の適正処理の確保を図る。

また、各県民センター等に配置する指導員による巡回指導等により、低濃度ＰＣＢ廃棄物の保管状況の把握や期限内処理の指導等、有害廃棄物の適正な処理を推進する。

(2) 一般廃棄物対策

民間の一般廃棄物処理施設の設置や有害使用済機器の保管等を行う事業者を対象として、適正処理等の確保に係る指導等を行う。

(3) 不法投棄対策

不法投棄や野外焼却などの産業廃棄物の不適正処理や､不適正な残土処分の撲滅に向けて、監視・指導体制の強化、県民総ぐるみの発見・通報体制の構築及び関係機関との連携強化等を進め、ゲリラ投棄の増加や悪質・巧妙化する事案に的確に対応し、「茨城は捨てづらい」と思われるような環境づくりに取り組んでいく。

また、盛土規制法と残土条例により、不適正な残土事案に対して、発生初期段階の情報を廃棄物規制課に集約し、廃棄物規制課が関係機関と調整のうえ、関係機関合同による立入検査を実施するなど、事案の初期段階から、警察や市町村など関係機関と緊密に連携し、厳格に対応していく。

(4) 再生資源物対策

屋外における金属スクラップなど再生資源物の適正保管を推進するため、「茨城県再生資源物の屋外保管の適正化に関する条例」に基づき、屋外保管事業場への立入検査などにより、災害の防止と生活環境の保全を図る。

【事業計画】

事　業　名	事　業　の　概　要	予算額(千円)
1　循環型社会づくりの推進		292,679
(1) 産業廃棄物対策		117,959
①産業廃棄物許可・法施行費	事業者からの許可申請に基づき、産業廃棄物処理業、及び産業廃棄物処理施設の設置等に係る審査（事前審査を含む。）業務を実施する。なお、産業廃棄物処理業の許可に関しては、事務の一部を外部に委託する。 また、処理施設の設置に係る事前審査手続により、地域と共生が図られた施設整備を推進するほか、県外で発生した産業廃棄物の県内搬入に係る事前協議を実施する。	33,035
②産業廃棄物処理施設設置等専門委員会	産業廃棄物処理施設の設置許可手続における専門家からの意見聴取を行う。	160
③監視・指導費	産業廃棄物の適正処理を確保するため、産業廃棄物処理業者等を対象とする講習会や、事業所への立入検査を実施する。また、産業廃棄物処理業者の処理実績集計業務を委託する。	6,822
④廃棄物処理施設調査指導費	廃棄物処理施設を対象として、基準の遵守状況を確認するため、排ガスや排水等の分析等を実施する。	1,209
⑤ＰＣＢ廃棄物適正処理推進事業	ＰＣＢ廃棄物適正処理指導員を各県民センター等に配置し、低濃度ＰＣＢ廃棄物の保管等を行う事業者を対象として、保管状況の確認や期限内処分に係る巡回指導等を行う。	40,125
⑥アスベスト適正処理事業	アスベスト適正処理指導員を各県民センター等に配置し、解体工事現場等への巡回指導等を実施し、飛散防止対策などの適正処理に係る指導等を行う。	18,916
⑦自動車リサイクル法施行費	使用済自動車の循環的利用を適切に推進するため、破砕、解体又はフロン回収に係る施設の事前審査や、法令に基づく業の許可及び届出の受理とともに、これら事業者に対する立入検査や電子マニフェストによる適正処理の監視等を実施し、基準に基づく適正処理を確保する。	15,123
⑧試験研究機関廃液処理費	県試験研究機関や県立学校等が排出する有害廃液を適正に処理するため、一括して処理を委託する。	1,511
⑨廃棄物対策等事務処理特例交付金	一部市町村へ権限移譲している廃棄物処理法等の事務に係る経費相当額を移譲先市町村に交付する。	1,058

事　業　名	事　業　の　概　要	予算額(千円)
(2) 再生資源物対策		11,620
①再生資源物等適正保管推進費	再生資源物屋外保管事業者を対象として、設置等に係る審査業務を行うとともに、立入検査を実施し、保管基準に基づいた適正な保管等の徹底を図る。	11,494
②一般廃棄物処理対策指導費	民間が設置する一般廃棄物処理施設に係る設置許可手続きや立入検査等を実施する。	126
(3) 不法投棄対策		163,100
①不法投棄対策費	産業廃棄物の不法投棄や不適正な残土処分の撲滅に向けて、関係機関との連携等による対策の充実・強化に取り組み、事案の発生防止、早期対応・早期解決を図る。 ア　監視指導体制の強化 ・不法投棄等機動調査員の設置（県警ＯＢ等 10 名） 警戒箇所の夜間・早朝等のパトロール、搬入阻止などの現地指導、警察との連絡調整（対策会議等） ・監視カメラの設置 ・ドローンによる上空監視、３次元測量 ・パトロール業務（休日夜間）の委託 ・市町村職員への立入検査権限付与（県職員併任制度） ・不法投棄指導員の設置（本庁及び各県民センター）等 イ　県民等総ぐるみの発見通報体制 ・ボランティアＵ．Ｄ．監視員の委嘱 ・不法投棄 110 番（フリーダイヤル）の設置 ・不法投棄通報アプリの導入 ・不法投棄等報奨金制度の運用 ・不法投棄監視協定の締結 ウ　普及啓発その他 ・不法投棄防止強調月間（６月、11 月） 県、市町村、警察合同パトロール、車両一斉検査、スカイパトロール　等 ・建設、解体工事現場の巡回パトロール 県民センターごと、環境・保安課及び建築指導課の合同で実施 ・ボランティア撤去事業（（一社）茨城県産業資源循環協会の社会貢献事業）への協力　等	129,074
②残土条例施行費	県条例に基づく土砂等の埋立ての許可、及び事業者への立入検査や指導、発生源調査等により、残土の適正処理を確保する。 ・土砂等埋立監視指導員の増員（４名から 10 名に増員）	24,235
③有害廃棄物等撤去基金積立金	不法投棄事案に係る分析調査や撤去等の費用に充てることを目的とする「茨城県有害廃棄物等撤去基金」への積立てを行う。	259
④不法投棄等廃棄物対策等事業費	上記基金を活用した分析調査等を実施する。	9,532

資 源 循 環 推 進 課

【執行方針】

廃棄物の排出をできるだけ抑制し、廃棄物となったものは再使用、再生利用、熱回収の順にできる限り循環的利用を行い、循環的利用ができないものは適正に処分する「循環型社会」の形成に向け、令和３年３月に策定した「第５次茨城県廃棄物処理計画」に基づき、県民等による３Ｒ（リデュース、リユース、リサイクル）の促進や、基盤整備に取り組む。

特に、市町村等のごみ処理事業の実施体制の強化を図るため、多様な主体と連携し、食品ロスの削減やプラスチックごみの排出抑制などの普及啓発に取り組むとともに、ペットボトルの水平リサイクルの拡大や、使用済プラスチック製品の資源回収に関する課題の整理等を進めていく。

また、循環型社会形成に欠かすことのできない産業廃棄物最終処分場の確保について、公共関与により、施設の安全性を最優先とし、地域との共生を図りながら、新たな最終処分場の整備を着実に進めていく。

１　循環型社会づくりの推進

(1) 循環型社会形成の推進

児童・生徒を対象とした学習機会の創出やプラスチック・スマートの普及等の様々な啓発活動等により、県民や事業者等のプラスチックごみや食品ロス等の廃棄物に関する問題意識の向上を図り、それぞれの主体的な取組を促進する。

(2) 一般廃棄物対策

市町村の一般廃棄物処理に係る施設整備や３Ｒの促進、災害廃棄物対策などの取組を促進するため、市町村職員を対象とする研修会や、個別の課題に対応した助言や情報提供等を行うほか、沿岸市町村による海岸漂着物の回収処理事業を支援する。

(3) 産業廃棄物処理施設確保対策

循環型社会の形成と県内産業の持続的な発展に欠かすことのできない産業廃棄物最終処分場を安定的に確保するため、日立市諏訪町を整備地とし、（一財）茨城県環境保全事業団が事業主体となる新最終処分場の施設整備に関して、国の交付金制度に基づく県負担分の出捐や長期貸付を実施するほか､地域振興事業の着実な実施や住民への広報等に取り組んでいく。

併せて、地域からの要望が大きい交通対策として、新設道路等周辺道路の整備を進める。

２　身近な地域環境の保全

(1) 土壌汚染防止対策事業

土壌汚染対策法に基づき、土地所有者等に対して、土壌の汚染状況の把握や汚染土壌の適正な管理・処分に係る指導を行い、土壌汚染による人への健康被害の未然防止を図る。

【事業計画】

事　業　名	事　業　の　概　要	予算額(千円)
1　循環型社会づくりの推進		**9,219,848**
(1) 循環型社会形成		6,682
①総合ごみ減量化対策	ア　食品ロス削減 小売店舗における商品の「てまえどり」、飲食店等の「いばらき食べきり協力店」への登録、児童向け学習教材の普及等のほか、庁内連絡会議を核とした食品関連事業者や消費者等の関係者間の連携の創出により、多様な主体による食品ロスの削減を推進する。 イ　使用済プラスチックの循環的利用等 市町村との連携により、サントリーとの協定に基づくペットボトルの水平リサイクルの推進、全国統一的なシンボル「プラスチック・スマート」の下での使い捨てプラスチック製品の使用削減、再生資源の集団回収を行う団体の表彰その他ごみゼロの日の普及等により、県民や事業者等における３Ｒ活動を推進する。	1,341
②減量化・再資源化促進事業	ア　廃棄物再資源化指導センター運営事業 廃棄物の再生利用等に関する排出事業者からの個別の相談に対する助言や情報提供、その他のリサイクル情報を発信し、排出事業者による再生利用等の取組を支援する。 イ　多量排出事業者の減量化計画の公表 多量排出事業者が作成する減量化計画の公表により、事業者による主体的な減量化の取組を推進する。	5,341
(2) 一般廃棄物対策		11,476
①一般廃棄物処理対策指導費	市町村等による一般廃棄物処理施設の整備や分別回収の充実、災害廃棄物対策の強化その他使用済プラスチック製品の回収体制の整備等に関し、市町村職員を対象とする研修会の開催や、個別の課題に対応した助言や情報提供等を行う。	432
②海岸漂着物地域対策推進事業	海岸の景観と環境を保全するため、沿岸市町村が実施する海岸漂着物の回収・処理事業に対して、補助を実施する。 また、漂着ごみの組成調査を実施する。	11,044

事　業　名	事　業　の　概　要	予算額(千円)
(3) 産業廃棄物処理施設確保対策		9,201,690
①新最終処分場整備推進事業	（一財）茨城県環境保全事業団が行う新産業廃棄物最終処分場整備事業に対し、国の交付金制度に基づく県負担分を事業主体に出捐し、併せて、長期貸付を実施するとともに、地域住民等を対象とする説明、その他広報活動の展開や地域振興に係る事業調整等を進めることにより、処分場の整備を着実に推進する。	4,260,123
②新最終処分場周辺道路整備事業	新産業廃棄物最終処分場の整備に伴い、地域からの要望が大きい交通対策として、山側道路から県道日立常陸太田線までを結ぶ新設道路の整備や、県道日立常陸太田線の片側歩道整備、油縄子交差点の改良に係る用地の取得及び工事等を実施する。	4,941,567
2　身近な地域環境の保全		**932**
(1) 土壌汚染防止対策事業	土壌汚染による人への健康被害を未然に防止するため、土壌汚染対策法に基づき、有害物質使用特定施設の廃止時や土地の形質変更時等に際して、土地所有者等が措置すべき土壌の調査や、汚染が明らかとなった土地の区域指定、及び汚染土壌の除去等に関する指導を行う。	932

（参　考　資　料）

〔計画の概要〕

○第４次茨城県消費者基本計画アクションプラン---------- ３５
○第 11 次茨城県交通安全計画---------- ３６
○第２次茨城県文化振興計画アクションプラン---------- ３７
○茨城県男女共同参画基本計画（第４次）---------- ３８
○第４次茨城県環境基本計画---------- ３９
○茨城県地球温暖化対策実行計画---------- ４０
○茨城県環境保全率先実行計画第６期---------- ４２
○第 13 次鳥獣保護管理事業計画---------- ４３
○霞ケ浦に係る湖沼水質保全計画（第８期）---------- ４４
○第５次茨城県廃棄物処理計画---------- ４５

〔付属機関一覧〕---------- ４６

〔関係団体一覧〕---------- ４７

第４次茨城県消費者基本計画アクションプラン

計画策定の趣旨	茨城県総合計画を補完するものとして、具体的な消費者行政施策の推進及び進行管理を行うために策定する。
計　画　期　間	令和４年度から令和７年度まで（４年間）　（令和４年３月策定）
計 画 の 特 徴	次の５つの基本方針のもと、消費者行政に直接関連するものを「主要施策」、関連する施策を「関連施策」とし、具体的な取組を推進する。 なお、各施策の推進にあたっては、SDGｓ（持続可能な開発目標）の関連するゴールを念頭において取り組む。 １　安全・安心な消費生活の確保［計 34 施策］ ２　消費者被害の未然防止・救済［計 15 施策］ ３　消費者の自立の支援［計 16 施策］ ４　多様化・複雑化する消費者問題への対応［計 14 施策］ ５　人や社会、環境に配慮した消費行動の推進［計 10 施策］
計 画 の 概 要	１　安全・安心な消費生活の確保［主要８施策、関連 26 施策］ （１）商品・サービスの安全性の確保　（２）規格・表示の適正化 （３）事業者指導の実施　（４）消費者志向経営の推進 ２　消費者被害の未然防止・救済［主要 15 施策］ （１）消費者被害の未然防止　（２）消費生活相談体制の充実 （３）消費者問題の早期解決 ３　消費者の自立の支援［主要 12 施策、関連４施策］ （１）消費者ニーズの把握　（２）消費者への情報発信 （３）消費者教育の充実強化　（４）多重債務問題への対応 ４　多様化・複雑化する消費者問題への対応［主要 12 施策、関連２施策］ （１）消費者の特性に応じた被害防止・救済のための支援 （２）高度情報通信社会への対応 ５　人や社会・環境に配慮した消費生活の推進［主要２施策、関連８施策］ （１）エシカル消費の推進 ○計 14 項目の数値目標（指標）を設定し、施策の進行管理を行う。 ・消費生活センターの認知度 R2：62.1％　→　R7：90％ ・教員向け消費者教育講座の受講校の割合 R2：6％　→　R7：100％　など
計画の推進体制	・茨城県消費生活行政連絡会議における進捗状況等の検証・評価 ・茨城県消費生活審議会への報告

第 11 次茨城県交通安全計画

計画策定の趣旨	交通安全対策基本法第 25 条第 1 項の規定に基づき、国の交通安全基本計画を受け、茨城県交通安全対策会議において、交通安全対策全般にわたる総合的かつ長期的な施策の大綱を策定し、これに基づく諸施策を推進する。
計　画　期　間	令和３年度から令和７年度まで（５年間）　（令和３年３月策定）
計 画 の 特 徴	交通安全計画における目標 ○道路交通：年間の交通事故死者数を令和７年までに 70 人以下、交通事故重傷者数 550 人以下、交通死傷事故発生件数 4,400 件以下。 ○鉄道交通：乗客の死者数ゼロを継続。鉄道運転事故全体に係る死者数の減少。 ○踏切道　：踏切事故の発生を防止。
計 画 の 概 要	第１章　道路交通の安全 第１節　道路交通事故のない社会を目指して 第２節　道路交通安全についての目標 Ⅰ　道路交通事故の現状と今後の見通し １　道路交通事故の現状 ２　道路交通事故の見通し Ⅱ　道路交通安全計画における目標 第３節　道路交通安全についての対策 Ⅰ　今後の道路交通安全対策を考える視点 ＜重視すべき視点＞ (1)　高齢者及び子供の安全確保 (2)　歩行者及び自転車の安全確保と遵法意識の向上 (3)　生活道路における安全確保 (4)　先端技術の活用推進 (5)　交通実態等を踏まえたきめ細かな対策の推進 (6)　地域が一体となった交通安全対策の推進 Ⅱ　講じようとする施策 １　交通指導取締りの推進　２　交通安全教育等の推進 ３　高齢者交通事故防止対策　４　通学路における交通安全の確保 ５　交通安全施設等の整備等 第２章　鉄道交通の安全 第１節　鉄道事故のない社会を目指して Ⅰ　鉄道事故の状況等 Ⅱ　交通安全計画における目標 第２節　鉄道交通の安全についての対策 Ⅰ　今後の鉄道交通安全対策を考える視点 Ⅱ　講じようとする施策 １　鉄道交通環境の整備　２　鉄道の安全に関する知識の普及 ３　鉄道の安全な運行の確保　４　鉄道車両の安全性の確保 ５　救助・救急活動の充実　６　被害者支援の推進 ７　鉄道事故等の原因究明と再発防止 第３章　踏切道における交通の安全 第１節　踏切事故のない社会を目指して Ⅰ　踏切事故の状況等 Ⅱ　交通安全計画における目標 第２節　踏切道における交通安全の対策 Ⅰ　今後の踏切道における交通安全対策を考える視点 Ⅱ　講じようとする施策 １　踏切道の立体交差化、構造/改良及び歩行者等立体横断施設の整備の促進 ２　踏切保安設備の整備及び交通規制の実施 ３　踏切道の統廃合の促進 ４　その他踏切道の交通の安全と円滑化を図るための措置
計画の推進体制	茨城県交通安全対策会議（知事、教育長、警察本部長等）において推進

第２次茨城県文化振興計画アクションプラン

計画策定の趣旨	茨城県総合計画を補完するものとして、具体的な文化振興施策の推進及び進行管理を行うために策定する。
計　画　期　間	令和４年度から令和７年度までの４年間　（令和４年３月策定）
計画の特徴	次の５つの基本的施策のもと、文化振興行政に直接関連するもの（主要施策）と、関連する施策（関連施策）について、県総合計画及び各部局の個別計画等との連携をとりながら推進していく。 １　人材の育成等 ２　文化の振興 ３　文化的資産の活用等 ４　文化活動の充実 ５　文化活動の支援体制の充実等
計画の概要	１　人材の育成等 (1)文化の担い手の育成及び確保 (2)次世代を担う子どもたちの育成 (3)文化に関する教育の充実 ２　文化の振興 (1)芸術の振興　(2)伝統文化の継承及び発展 (3)生活文化等の振興　(4)文化を活用した地域づくり (5)文化交流の推進 ３　文化的資産の活用等 (1)文化的資産の活用　(2)文化財の保存等 (3)公共の建物等の建築に当たっての配慮 ４　文化活動の充実 (1)県民の文化活動の充実　(2)高齢者、障害等の文化活動の充実 (3)青少年の文化活動の充実 ５　文化活動の支援体制の充実等 (1)文化情報の収集及び提供　(2)推進体制の整備 (3)文化施設の機能の充実　(4)地域における文化活動の支援 (5)財政上の措置　(6)顕彰 ○８項目の数値目標を設定し、施策の進行管理を行う。 ・県芸術祭の参加者数　R2：16,824 人　→　R7：37,000 人 ・文化情報の発信件数　R2：212 件　→　R7：500 件
計画の推進体制	文化振興施策の実績を「文化審議会」に報告し、事業の評価を行う。

茨城県男女共同参画基本計画（第４次）

計画策定の趣旨	男女共同参画を取り巻く社会情勢の変化や様々な課題に対応するとともに、国の男女共同参画基本計画を勘案して、中長期的な展望に立った本県の男女共同参画社会の実現に向けた取組の方向性を示すため、本計画を策定する。
計　画　期　間	令和３年度から令和７年度まで（５年間）　（令和３年３月策定）
計 画 の 特 徴	・茨城県男女共同参画推進条例（平成 13 年茨城県条例第１号）の基本理念に基づき、男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な実施を図るための基本的な計画 ・男女共同参画社会基本法（平成 11 年法律第 78 号）第 14 条第１項の規定に基づき、国の男女共同参画基本計画を勘案した法定計画 ・県・県民・事業者が一体となって、男女共同参画の実現に向けて取り組むための指針となるもの
計 画 の 概 要	第１章 計画策定の基本的な考え方 Ⅰ 計画の概要 Ⅱ 男女共同参画を取り巻く潮流 第２章 基本計画 Ⅰ 計画を推進するための基本的方向 基本目標Ⅰ あらゆる分野における男女共同参画の推進 施策の方向性１　政策・方針決定過程への女性の参画拡大 施策の方向性２　雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和 施策の方向性３　地域・農山漁村における男女共同参画の推進 施策の方向性４　科学技術・学術における男女共同参画の推進 基本目標Ⅱ 安全・安心な暮らしの実現 施策の方向性１　あらゆる暴力の根絶 施策の方向性２　男女共同参画の視点に立った生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備 施策の方向性３　生涯を通じた健康支援 施策の方向性４　防災・復興における男女共同参画の推進 基本目標Ⅲ　男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備 施策の方向性１　男女共同参画の視点に立った各種制度等の整備 施策の方向性２　教育・メディア等を通じた男女双方の意識改革、理解の促進 Ⅱ 推進体制と進行管理
計画の推進体制	・ダイバーシティ推進センターの充実強化 ・茨城県男女共同参画審議会において、県事業の進捗状況の確認などを実施

第４次茨城県環境基本計画

計画策定の趣旨	環境基本条例第９条に定める「環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本となる計画」として、本計画で目指す環境の将来像「豊かな自然を守り、環境と調和した生活を送ることができる県」の実現を図る。
計　画　期　間	2023（令和５）年度から概ね 10 年間　※2023（令和５）年３月策定
計 画 の 特 徴	(1)環境の将来像 「豊かで魅力ある自然が守られ、持続可能で環境と調和した社会」 (2)基本目標 ・脱炭素社会の実現 ・循環型社会の実現 ・自然と共生する社会の実現 ・霞ヶ浦などの湖沼環境の保全と共生 ・身近な地域環境の保全 (3)現行計画からの主な変更点 ○地球温暖化対策の推進 ・「脱炭素社会の実現」を基本目標として掲げ、更なる省エネルギー対策や再生可能エネルギーの導入等に向けた記述を追加。 ・新たに「気候変動適応の推進」を加え、農林水産業や自然災害などの７つの分野において、気候変動の影響を軽減し、又は被害を防止するための「適応策」の記述を追加。 ○循環型社会づくりの推進 ・国際的にも重要な課題となっており、本県において積極的に取組を進めているフードロスの削減に関する記述を追加。 ・ペットボトルの水平リサイクルの普及など容器包装リサイクルの促進に関する記述を追加。 ○ＳＤＧｓ ・施策ごとに関連する主なＳＤＧｓのロゴを表示し、考え方を視覚的にわかりやすく示している。
計 画 の 概 要	施策の推進 (1)　地球温暖化対策及び気候変動適応策の推進 省エネルギー及び二酸化炭素吸収源対策、 再生可能エネルギーの利用と導入促進、気候変動適応策の推進 (2)　地域環境保全対策の推進 大気環境の保全、水環境の保全、土壌･地盤環境の保全、 化学物質の環境リスク対策、原子力災害からの環境再生の推進 (3)　湖沼環境保全対策の推進 霞ヶ浦の水環境保全対策、涸沼･牛久沼の水環境保全対策 (4)　循環型社会づくりの推進 ３Ｒ（ﾘﾃﾞｭｰｽ・ﾘｭｰｽ・ﾘｻｲｸﾙ）の推進等、廃棄物の適正処理の推進 (5)　生物多様性の保全と持続可能な利用 生物多様性の保全、自然公園等の保護と利用、森林･農地の保全、 河川等水辺環境の保全と活用 (6)　快適で住みよい環境の保全と創出 都市地域の緑の保全と快適な生活環境の創出、 歴史的環境･自然景観の保全と活用、自然災害への対応 (7)　各主体が学び協働することによる環境保全活動の推進 環境教育･環境学習等の推進、各主体の環境保全活動と協働取組の促進、 国際的な視点での環境保全活動の促進 (8)　環境の保全と創造のための基本的施策の推進 環境情報の収集･管理･提供、グリーン･イノベーションの推進、 総合的な環境保全対策の推進
計画の推進体制	・有識者等から意見を聴き施策の実施状況や指標による評価を実施。 ・社会情勢の変化等に対応できるよう、必要に応じて計画見直しを行う。

茨城県地球温暖化対策実行計画（令和５年３月改定）

<table>
<tr><td>計画策定の趣旨</td><td>・本県の地域特性を踏まえた温室効果ガスの排出削減対策や、気候変動適応策に係る県の取組などについて定めた計画。
・県では、2017（平成29）年３月に「茨城県地球温暖化対策実行計画」を改定し、地球温暖化対策を推進してきたが、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「地球温暖化対策推進法」）が改正され（2022(R4).4.1施行)、「2050年カーボンニュートラル」を基本理念として法に位置付けられたことなどを踏まえ、県の温室効果ガスの削減目標等を見直し、地球温暖化対策の充実を図るための施策を示した計画。</td></tr>
<tr><td>計　画　期　間</td><td>2023（令和５）年度から2030（令和12）年度</td></tr>
<tr><td>計画の特徴</td><td>＜位置付け＞
・地球温暖化対策推進法第21条第３項に基づく「地方公共団体実行計画（区域施策編)」
・地球温暖化対策推進法第21条第６項に基づく促進区域の設定に関する県基準
・気候変動適応法第12条に基づく「地域気候変動適応計画」
＜主な特徴＞
・「地方公共団体実行計画（区域施策編)」として、温室効果ガスの排出抑制策、徹底した省エネルギー対策、再生可能エネルギーの最大限の導入、技術開発の一層の加速化等の取組を推進し、カーボンニュートラルの実現を目指す。
・県の適応計画として、農林水産業や自然災害、健康などの７分野について、地域特性に応じた取組を推進する。</td></tr>
<tr><td>計画の概要</td><td>１　温室効果ガス削減目標（基準年度2013年度(H25)、目標年度2030(R12)年度）
<table>
<tr><th colspan="2">部門</th><th>削減目標</th></tr>
<tr><td rowspan="5">二酸化炭素</td><td>産業部門 CO2</td><td>▲38%</td></tr>
<tr><td>業務部門 CO2</td><td>▲51%</td></tr>
<tr><td>家庭部門 CO2</td><td>▲66%</td></tr>
<tr><td>運輸部門 CO2</td><td>▲35%</td></tr>
<tr><td>エネルギー転換部門 CO2</td><td>▲47%</td></tr>
<tr><td rowspan="2">その他</td><td>その他ガス(非エネルギー起源 CO2、メタン、N20)</td><td>▲14%</td></tr>
<tr><td>HFC 等４ガス（フロン類)</td><td>▲44%</td></tr>
</table>
２　主な取組
（１）温室効果ガス排出削減対策
○　基本方針
・今後、徹底した省エネルギー対策、再生可能エネルギーの最大限の導入、技術開発の一層の加速化や社会実装、廃棄物の３Ｒの取組、森林吸収源対策を推進。
・あらゆる主体が、地球温暖化に対する意識を高め、連携・協働して自主的かつ積極的に地球温暖化対策に取り組み、カーボンニュートラルの実現へ挑戦。</td></tr>
</table>

○　主な取組

≪４部門における取組方針≫

産業部門	臨海部における集中的な取組、事業活動の省エネルギー対策、建築物の省エネルギー対策
業務部門	事業活動の省エネルギー対策、建築物の省エネルギー対策 市町村温暖化対策実行計画策定の支援
家庭部門	家庭の省エネルギー対策、環境に配慮した住まいづくりの推進
運輸部門	自動車の環境負荷低減、脱炭素なまちづくりの推進

≪その他（分野横断）における取組方針≫

再生可能エネルギー等の利用促進	再生可能エネルギーの導入の推進、水素等の新たなエネルギーの利活用の推進、再生可能エネルギー等の研究開発と利活用の推進
循環型社会の形成	３Ｒの推進、適正処理の推進
森林吸収源対策等	森林の二酸化炭素吸収機能の向上 農地・緑化による吸収源対策等

（２）気候変動への適応策

○　基本方針

・気候変動の影響は様々な分野において顕在化しつつあり、将来は更に拡大する可能性が高いと考えられているため、地域特性に応じた気候変動への適応が必要。

・気候変動影響評価報告書において示された７つの分野の本県における影響を整理し、それに対する適応策を推進。

○　主な取組

農林水産業分野	気候変動に対応した新品種・新技術の開発　等
自然災害・沿岸域分野	地域防災力の強化、災害に備えた強靭な県土づくり等
水環境・水資源分野	長期にわたる安定的な水資源の確保 等
自然生態系分野	生物多様性戦略への適応の組み込み 等
健康分野	熱中症対策、蚊媒介感染症対策
県民生活分野	大雨等によるインフラ・ライフラインの影響への対処、熱ストレスによる影響への対処
産業・経済活動分野	停電時においてもエネルギーを確保できる地産地消型の電源確保

（３）促進区域設定に関する基準（温室効果ガス排出削減対策の一部）

・再生可能エネルギーの導入に資する「促進区域」を、市町村が単独または県と共同で設定する際の基準。

・当該基準には、防災、景観、自然環境の保全等の観点から「再生可能エネルギーの導入に適さないエリア」や「環境配慮事項」を規定。

計画の推進体制	・有識者による委員会を定期的に開催し、施策の進捗状況の確認や指標による評価等を行い、施策の見直しや新たな施策等を検討する。 ・国内外の動向や本県の温室効果ガスの排出状況、施策についての評価等を踏まえ、５年を目途に計画を見直す。

茨城県環境保全率先実行計画第６期

<table>
<tr><td>計画策定の趣旨</td><td>県自身が、事業者・消費者の立場から、事務・事業の執行にあたり率先して温室効果ガスの排出抑制や省エネルギー・省資源等に取り組み、環境負荷の低減を図る。</td></tr>
<tr><td>計　画　期　間</td><td>2021(令和３)年度から 2025(令和 7)年度まで(５年間)（令和３年３月策定)</td></tr>
<tr><td>計 画 の 特 徴</td><td>＜位置付け＞
地球温暖化対策の推進に関する法律第 21 条に基づき、県の事務・事業に関し、省エネルギーや省資源、廃棄物の減量化などの取組を推進し、温室効果ガス排出量の削減を図るための率先行動を定めた「地方公共団体実行計画（事務事業編）」。
＜基本方針＞
・施設・設備の省エネルギー対策
県有施設の改修や設備更新時に省エネ性能向上を図るほか、保守点検や日常の管理を適切に実施し、エネルギー使用の効率化に努める。
・省エネルギー・省資源のための行動
県民運動「いばらきエコスタイル」等、職員一人ひとりの主体的な行動を推進する。
・再生可能エネルギーの導入拡大
太陽光や風力発電設備の導入を図るほか、再エネ使用比率の高い電力の導入を検討する。</td></tr>
<tr><td>計 画 の 概 要</td><td>１　数値目標
●二酸化炭素排出量：2025（令和７）年度までに 2020（令和２）年度比で 10％削減
●省エネルギーの推進（省エネ法との連携）
<table>
<tr><th colspan="3">取組項目</th><th>数値目標</th><th>原単位</th></tr>
<tr><td rowspan="5">省ｴﾈﾙｷﾞｰの推進</td><td rowspan="2">電気使用量の削減</td><td>庁舎用</td><td rowspan="5">ｴﾈﾙｷﾞｰ消費原単位で年平均１％以上の低減</td><td>(kwh/㎡)</td></tr>
<tr><td>事業用</td><td>(kwh/㎥)</td></tr>
<tr><td colspan="2">公用車燃料使用量の削減</td><td>(kL/台)</td></tr>
<tr><td rowspan="2">燃料使用量の削減</td><td>庁舎用</td><td>(L/㎡)</td></tr>
<tr><td>事業用</td><td>(kL/ｔ)</td></tr>
</table>
○省資源等の推進
用紙類使用量の削減、水道使用量の削減、可燃廃棄物排出量の削減、環境配慮型製品の購入率の向上

２　新たに追加する主な取組項目
・Ｗｅｂ会議推進による公用車燃料使用量の削減
・デジタル化推進による紙の使用（廃棄）量の削減
・再エネ使用比率の高い電力の導入に向けた調査・研究を実施</td></tr>
<tr><td>計画の推進体制</td><td>全　体：環境総括責任者会議（座長：県民生活環境部長）
各所属：環境責任者（各課長、出先機関の長）、環境保全推進員（各課総括補佐、出先機関の次長等）
＊　改正省エネ法に基づくエネルギー管理体制と連携</td></tr>
</table>

第 13 次鳥獣保護管理事業計画

計画策定の趣旨	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第４条の規定に基づき、環境大臣が定める「鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針」に即して、知事が定める鳥獣保護管理事業の実施に関する計画
計　画　期　間	令和４年度から令和８年度まで（５年間）
計 画 の 特 徴	計画期間中の鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する事業の実施方針等について示したもの
計 画 の 概 要	1　鳥獣の区分と保護及び管理の基本的な考え方 ・茨城県における鳥獣の保護及び管理のための計画等 2　鳥獣保護区等に関する事項 ・鳥獣保護区・特別保護地区の指定計画等 ・狩猟鳥獣（イノシシを除く）捕獲禁止区域の指定の検討 3　鳥獣の人工増殖及び放鳥獣に関する事項 ・人工増殖の方針・計画 ・放鳥の方針・計画 4　鳥獣の捕獲等の許可に関する事項 ・許可基準に係る共通事項 ・農林水産業等に係る被害防止の目的による捕獲許可の基準等 ・鳥類の飼養の適正化 5　特定猟具使用禁止区域等に関する事項 ・特定猟具使用禁止区域等の指定計画等 6　特定計画の作成に関する事項 ・茨城県イノシシ管理計画、茨城県ニホンジカ管理方針、茨城県ツキノワグマ管理計画に基づく対策の推進 7　鳥獣の生息状況の調査に関する事項 ・鳥類の生息分布調査、狩猟実態調査等 8　鳥獣保護管理事業の実施体制の整備に関する事項 ・鳥獣保護管理員の配置計画 ・狩猟者の確保・育成、認定鳥獣捕獲等事業者制度の活用等 9　その他鳥獣保護管理事業のために必要な事項 ・狩猟の適正化 ・傷病鳥獣救護への対応 ・感染症等への対応 ・鳥獣の保護及び管理についての普及啓発
計画の推進体制	計画に基づき、市町村、関係団体、利害関係人等と調整を図りながら鳥獣保護管理事業を推進する。

霞ケ浦に係る湖沼水質保全計画（第８期）

<table>
<tr><td>計画策定の趣旨</td><td>湖沼水質保全特別措置法に基づく水質保全対策に係る基本計画</td></tr>
<tr><td>計　画　期　間</td><td>令和３年度から令和７年度（５年間）　（令和４年３月策定）</td></tr>
<tr><td>計 画 の 目 標</td><td>水質目標（令和７年度）　（単位：mg/L）
<table>
<tr><td></td><td>ＣＯＤ</td><td>全窒素</td><td>全りん</td></tr>
<tr><td>西浦</td><td>6.4</td><td>0.77</td><td>0.087</td></tr>
<tr><td>北浦</td><td>8.2</td><td>1.2</td><td>0.12</td></tr>
<tr><td>常陸利根川</td><td>6.8</td><td>0.76</td><td>0.093</td></tr>
<tr><td>全水域平均</td><td>6.9</td><td>0.88</td><td>0.095</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>計 画 の 概 要</td><td>【基本方針】
○　霞ヶ浦の水質を着実に改善していくよう、浄化効果が高い対策に重点化して水質浄化対策を実施

【主な施策】
①　生活排水対策
　下水道や農業集落排水施設の接続、高度処理型浄化槽の設置、単独処理浄化槽からの転換を促進
　・生活排水処理率：81.4％（R2）→86.3％（R7）

②　霞ケ浦一般事業場等（小規模事業所）の排水対策
　霞ケ浦一般事業場等へ重点的に立入検査を実施し、排水基準の遵守・徹底を指導
　・霞ケ浦一般事業場等への立入検査数：
　　732 件/年（R2）→1,100 件/年（R4～R7）

③　畜産対策
　良質堆肥の広域流通を促進
　・堆肥の農外利用：93.4 千 t/年（R2）→98.8 千 t /年（R7）

④　農地対策
　化学肥料及び化学合成農薬を５割以上削減した環境にやさしい農業や土壌診断に基づく適正施肥の指導等を推進
　・特別栽培農産物承認面積：1,500ha（R2）→2,050ha（R7）

⑤　漁業対策
　未利用魚の回収（窒素やりんを含む魚体の湖外への取り出し）

⑥　湖内対策
　霞ヶ浦導水事業の促進や湖内湖浄化施設（ウェットランド）などの流入負荷抑制対策の実施

⑦　その他
　湖上体験スクール等の環境学習の実施、霞ケ浦環境科学センターと関係機関との連携による調査研究の推進など</td></tr>
<tr><td>計画の推進体制</td><td>県環境審議会霞ヶ浦専門部会中心に計画の進行管理を実施</td></tr>
</table>

第５次茨城県廃棄物処理計画

<table>
<tr><td>計画策定の趣旨</td><td>持続可能な循環型社会の形成に向けて、今後５年間で県が取り組むべき施策の基本的な事項等を定め、廃棄物処理対策を総合的に推進する。
（廃棄物処理法に基づく法定計画）</td></tr>
<tr><td>計　画　期　間</td><td>令和３年度から令和７年度（５年間）</td></tr>
<tr><td>計 画 の 特 徴</td><td>現下の課題を踏まえ、重点的に取り組む事項を設定
・　ごみのポイ捨ての撲滅や、不要な使い捨てプラスチック製品の使用低減を図るため、「プラスチック・スマート」を普及拡大
・　不法投棄等の撲滅に向けて、市町村や警察との連携を強化し、事案の未然防止と早期対応を図る（国への働きかけも併せて実施）
・　産業廃棄物最終処分場の安定的確保に向けて、公共関与による整備を推進し、地域との共生を目指す</td></tr>
<tr><td>計 画 の 概 要</td><td>１　目標
<table>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">指標名</td><td rowspan="2">単位</td><td>基準年度</td><td>目標年度</td></tr>
<tr><td>2018（H30）</td><td>2025（Ｒ７）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">排出側</td><td>ごみ排出量</td><td>千㌧</td><td>1,060</td><td>980</td></tr>
<tr><td>産業廃棄物排出量</td><td>千㌧</td><td>11,547</td><td>11,000</td></tr>
<tr><td rowspan="2">処理側</td><td>ごみ排出量</td><td>千㌧</td><td>84</td><td>80 以下</td></tr>
<tr><td>産業廃棄物排出量</td><td>千㌧</td><td>145</td><td>136 以下</td></tr>
<tr><td>適　正
処　理</td><td>不法投棄発生件数</td><td>件</td><td>120
(2019 年度値)</td><td>80 以下</td></tr>
</table>
２　施策展開の方向性と重点施策項目
<table>
<tr><td></td><td>Ⅰ　３Ｒの推進</td><td>Ⅱ　適正処理の推進</td><td>Ⅲ　循環型社会形成に向けた基盤づくり</td></tr>
<tr><td>施策展開の方向性</td><td>①県民等の問題意識の向上，３Ｒ行動の促進
②市町村における減量化，再資源化の取組の推進
③排出事業者による３Ｒの促進</td><td>①不法投棄対策の強化
②排出事業者責任の徹底
③資源循環産業における適正処理の徹底、地域との調和の推進
④一般廃棄物の適正処理の確保</td><td>①産業廃棄物最終処分場の確保
②災害廃棄物処理体制の強化
③資源循環産業の育成
④分野別産業廃棄物処理対策の推進
⑤廃棄物対策と相まって推進すべき関連施策の推進</td></tr>
<tr><td>重点</td><td>プラスチック・スマートを県民運動として推進</td><td>市町村や警察と連携強化を図り、不法投棄対策を充実強化</td><td>公共関与による産業廃棄物最終処分場の整備を推進</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>計画の推進体制</td><td>全ての県民や事業者、行政等が、廃棄物処理の当事者として、循環型社会の形成という共通の目的に向かい、有機的に関わりを持ちながら、それぞれが主体的に取組を進めていく。
また、計画目標の達成状況等の分析、外部有識者等からの意見聴取などを行い、施策の改善や目標の見直しを行う。</td></tr>
</table>

県民生活環境部の付属機関一覧

令和7年4月1日現在

名　称	設置目的（根拠法令等）	定　数	任　期	主管課
茨城県消費生活審議会	茨城県消費生活条例の施行に関する重要事項を調査審議する。 （茨城県行政組織条例第22条）	17名以内	２年	生活文化課
茨城県交通安全対策会議	茨城県交通安全計画の策定 （交通安全対策基本法第25条）	29名以内	知事が任命する委員（３名） ２年	生活文化課
茨城県文化審議会	茨城県文化振興条例に規定する事項その他の文化の振興に関し必要と認める事項について調査審議する。 （茨城県行政組織条例第22条）	20名以内	２年	生活文化課
茨城県男女共同参画審議会	茨城県男女共同参画推進条例に規定する事項その他の男女共同参画に関し必要と認める事項について調査審議する。 （茨城県行政組織条例第22条）	20名以内	２年	多様性社会推進課
茨城県環境審議会	県の区域における環境の保全に関して、基本的事項を調査審議する。 （環境基本法第43条、茨城県環境審議会条例）	30名以内	２年	環境政策課
茨城県環境影響評価審査会	茨城県環境影響評価条例に規定する事項その他の環境影響評価に関し必要と認める事項について調査審議する。 （茨城県行政組織条例、茨城県環境影響評価審査会規則）	15名以内	２年	環境政策課
茨城県公害審査会	公害に係る紛争のあっせん、調停、仲裁を行うことにより、迅速かつ適正な解決を図ることを目的とする。 （茨城県公害紛争処理条例、公害紛争処理法）	15名以内	３年	環境政策課
茨城県自然環境保全審議会	自然環境保全法第51条の規定により、自然環境保全に関する重要事項を調査審議する。	29名以内	２年	環境政策課

県民生活環境部関係団体一覧

令和7年4月1日現在

団体名	代表者	住所	主管課	備考
茨城県消費者団体連絡会	亀井　比志子	水戸市梅香1-5-5 （茨城県生活協同組合連合会内）	生活文化課	
茨城県生活協同組合連合会	鶴長　義二	水戸市梅香1-5-5 （茨城県ＪＡ会館分館）	生活文化課	
茨城県交通安全母の会連合会	間中　敏子	水戸市東野町260	生活文化課	
(公財)いばらき文化振興財団	大谷　美恵子	水戸市千波町東久保697	生活文化課	県出資法人
茨城文化団体連合	小田部　卓	水戸市千波町後川745	生活文化課	
茨城県女性団体連盟	西連寺　節子	水戸市千波町2541-7 （代表者宅）	多様性社会推進課	
チャレンジいばらき県民運動	阿部　真也	水戸市三の丸1-5-38 （茨城県三の丸庁舎2階）	多様性社会推進課	
北方領土の返還を求める茨城県民協議会	西野　一	水戸市三の丸1-5-38 （茨城県女性団体連絡会内）	多様性社会推進課	
(公財)茨城県国際交流協会	根本　博文	水戸市千波町後川745	多様性社会推進課	県出資法人
環境保全茨城県民会議	中川　喜久治	水戸市笠原町978-6 （環境政策課内）	環境政策課	
(一社)茨城県環境管理協会	大森　範久	水戸市元吉田町1736-20	環境政策課	※旧公害防止協会
茨城県地球温暖化防止活動推進センター	川島　省二	水戸市元吉田町1736-20 （（一社）茨城県環境管理協会内）	環境政策課	
いばらきエコドライブ推進協議会	澤畠　政志	水戸市笠原町978-6 （環境政策課内）	環境政策課	県バス協会専務理事充て職
(一社)茨城県猟友会	村上　典男	笠間市石寺680	環境政策課	
鹿島臨海工業地域環境保全推進協議会	知　事	水戸市笠原町978-6 （環境対策課内）	環境対策課	
クリーンアップひぬまネットワーク	水野　恵美子	水戸市笠原町978-6 （環境対策課内）	環境対策課	
牛久沼流域水質浄化対策協議会	龍ケ崎市長	龍ケ崎市3710 龍ケ崎市環境対策課内	環境対策課	
(公財)本田記念財団	本田　理	小美玉市小川136-12	環境対策課	
(一社)霞ヶ浦市民協会	市村　和男	土浦市中央2－2－16	環境対策課	

団 体 名	代 表 者	住　所	主 管 課	備　考
霞ヶ浦問題協議会	安藤　真理子	土浦市沖宿町1853 （霞ケ浦環境科学センター内）	環境対策課	
(公社)茨城県水質保全協会	成田　浩明	水戸市吉沢町650-1	環境対策課	
(一社)茨城県環境保全協会	岡島　正明	水戸市平須町1828番地192 （平須ビル202）	環境対策課	
(一財)茨城県環境保全事業団	横山　伸一	笠間市福田165番１	資源循環推進課	県出資法人
(一社)茨城県産業資源循環協会	古矢　満	水戸市笠原町978番25 (茨城県開発公社ビル内)	資源循環推進課	
鹿島共同再資源化センター(株)	笹田　和幸	神栖市東和田21-3	資源循環推進課	県出資法人